

みずほUSハイイールドオープン Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／債券

- この目論見書により行う「みずほUSハイイールドオープンAコース(為替ヘッジあり)」、「みずほUSハイイールドオープンBコース(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年3月7日に関東財務局長に提出しており、2025年3月8日にその効力が生じております。
- 「みずほUSハイイールドオープンAコース(為替ヘッジあり)」、「みずほUSハイイールドオープンBコース(為替ヘッジなし)」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	50
第3【ファンドの経理状況】	57
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	108
第三部【委託会社等の情報】	110
第1【委託会社等の概況】	110
約款	157

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

（以下、上記の投資信託を総称して「みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）／Ｂコース（為替ヘッジなし）」ということがあります。また、それぞれを「Ａコース」、「Ｂコース」または「ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

- ① 取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、3.3%（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 上記①にかかわらず、スイッチング（乗換え）の場合は無手数料となります。また償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。
- ④ スwitchingについて
AコースとBコースは、販売会社が別に定める単位でスイッチング（乗換え）ができます。
※ スwitchingとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。
※ スwitching前とスイッチング後で受益者の個別元本が変わり、スイッチング申込者の損益が一旦確定します。
※ スwitchingの際には、申込手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。
※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。スイッチングの取扱いや申込単位等については、販売会社にお問い合わせください。
*当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

2025年3月8日から2025年9月9日まで

- ※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

※ 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて米国の米国ドル建ての高利回り債（以下「ハイイールド債」と称する場合があります。）に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1. 米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。
 2. 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」のいずれかを選択できます。
 3. マザーファンドの運用は、ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー（以下「ロード・アベット社」といいます。）が行います。
 4. 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として毎月分配を目指します。
- ② 各ファンドは、それぞれ4,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

<Aコース><Bコース>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型 追加型	国内	株 式
		債 券
	海外	不動産投信
		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

< A コース >

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
		北米	
		欧州	ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般	年4回	アジア	
公債	年6回	オセアニア	為替ヘッジ※2
社債	(隔月)	中南米	
その他債券		アフリカ	
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中近東 (中東)	
不動産投信	日々	エマージング	あり
その他資産			(フルヘッジ) ※3
(投資信託証券) ※1	その他 ()		なし
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※1 < A コース > が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性（低格付債）」です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※3 < A コース > は外貨建資産への投資にあたって、為替フルヘッジを原則にしています。

(注) < A コース > が該当する属性区分を網掛け表示しています。

< B コース >

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド [※] ファンド・オブ・ファンズ
一般		日本	
大型株	年2回	北米	
中小型株		欧州	為替ヘッジ ^{※2}
債券	年4回	アジア	
一般		オセアニア	
公債	年6回	中南米	あり () なし
社債	(隔月)	アフリカ	
その他債券		中近東	
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	(中東)	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産			
(投資信託証券) ^{※1}	その他 ()		
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※1 < B コース > が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性（低格付債）」です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) < B コース > が該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。 ※ 各ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
クレジット属性 (低格付債)	目論見書又は投資信託約款において、一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものをいう。 ※ 低格付債とは、投資対象とする債券の格付けについて、BB格相当以下（取得時）を基準とするものをいい、委託会社独自の基準によるものです。なお、各ファンドでは高利回り債またはハイイールド債と称する場合があります。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

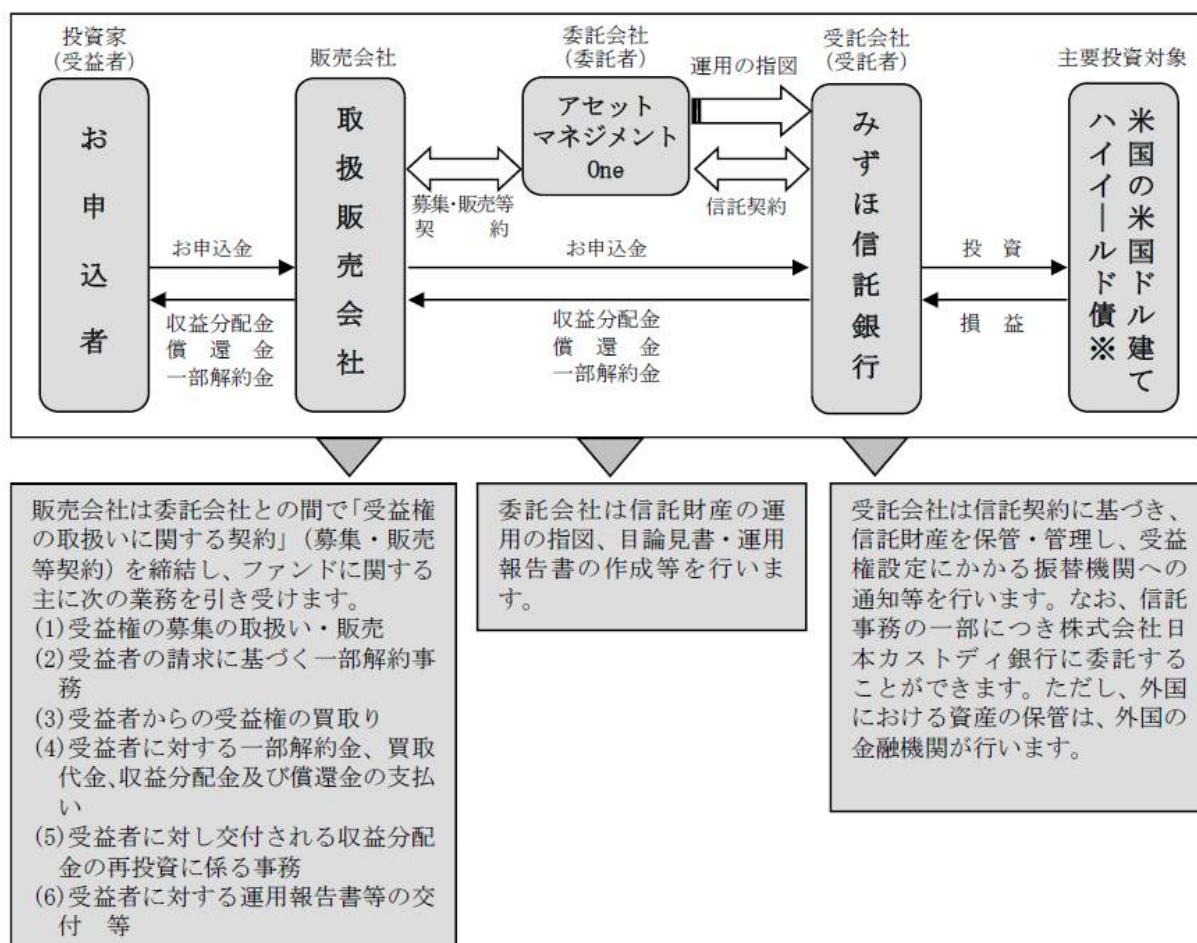
（注3）各ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（2）【ファンドの沿革】

2004年6月30日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からア

(3) 【ファンドの仕組み】

① 各ファンドの運営の仕組み



※ 主要投資対象である米国の米国ドル建てハイイールド債には、主として、LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドを通じて投資を行います。

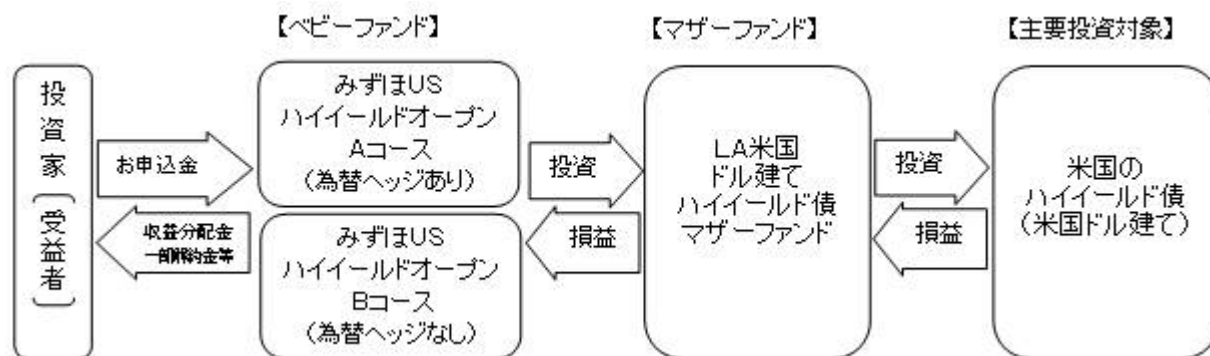
※ 各ファンドが主要投資対象とするLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

ロード・アベット社は、委託会社との「投資運用委託契約」(以下「外部委託契約」といいます。)に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



- ※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
- ※ マザーファンドのほかに、債券等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年12月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2024年12月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番	28,000株※1	70.0%※2

グループ	5号		
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

各ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券等へ直接投資する場合があります。

2. 投資態度

a. 主としてL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

◆ 各ファンドは原則としてマザーファンド受益証券の組入れを高位に保つことにより、マザーファンドの投資成果を忠実に反映させることに努めるものとします。

◆ マザーファンド受益証券を通じて米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。

＜ハイイールド債とは＞

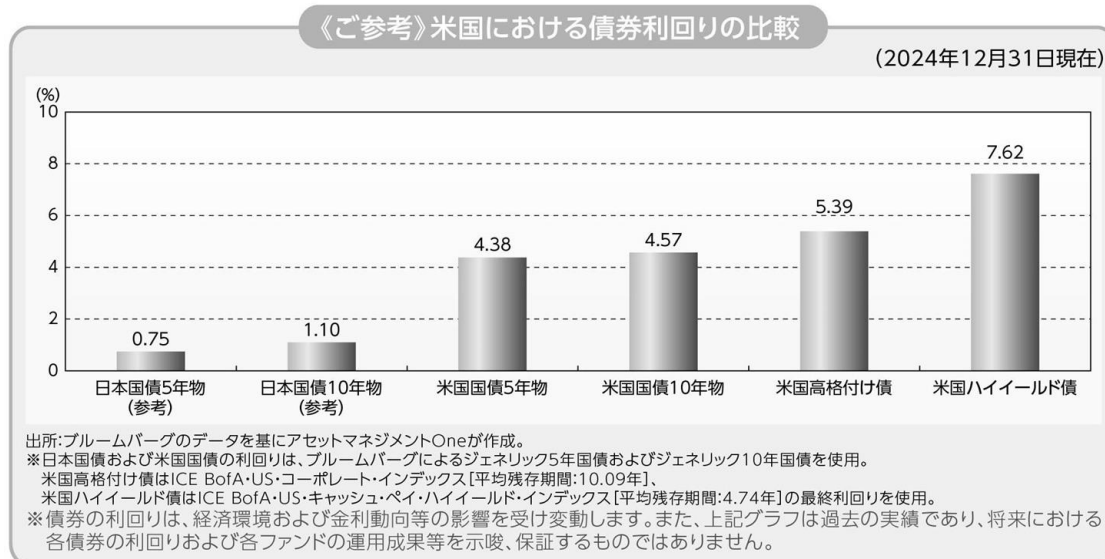
一般に債券（社債）には、格付け会社から発行体（企業など）の信用力に応じて、A A A、A A等の格付けが付与されます。

ハイイールド債とは、格付け会社からB B（S & P社の場合）以下の格付けが付与されている等、B B B以上の格付けが付与されている高格付け債と比べ信用力の低い債券です。具体的には、S & P社の場合、B B以下のもの、ムーディーズ社の場合、B a以下のものを指します。

利回り	格付け (信用力)	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合	
低い	高い	AAA	Aaa	高格付け債
		AA	Aa	
		A	A	
		BBB	Baa	
		BB	Ba	ハイイールド債
		B	B	
		CCC	Caa	
		CC	Ca	
		C	C	
高い	低い	D	—	

<ハイイールド債の主な特徴>

- ・ ハイイールド債は、高格付け債と比べ相対的に信用力が低く債務不履行（デフォルト）になる可能性が高いと評価される分、高い利回りで発行され流通しています。



- ・ 米国では、ハイイールド債は、企業にとって一般的な資金調達の手段であり、投資家にとっては魅力的な投資対象であるため、確立された市場が存在しています。
→ その市場規模から、投資銘柄の選択と適度な分散投資が可能です。

◆ 米国の米国ドル建てのハイイールド債への投資にあたっては、綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。

◆ 運用にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。なお、マザーファンドにおける外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆ 各ファンドは以下をベンチマークとします。

- ・ Aコース：ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）※1

- ・ Bコース：ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）※2

※1 「ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ヘッジベース）」とは、ICE BofA US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）からヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ICE BofA・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス（円ベース）」とは、ICE BofA US Cash Pay High Yield Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

※3 ICE Data Indices, LLC（「ICE Data」）、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、明示又は黙示のいずれかを問わず、インデックス、インデックス・データ、及びそれらに含まれ、関連し、又は派生する一切のデータを含めて、商品性又は特定の目的若しくは使用への適合性の保証を含む一切の表明及び保証を否認します。ICE Data、その関係会社又はそれらの第三者サプライヤーは、インデックス、インデックス・データ若しくはそれらの構成要素の適切性、正確性、適時性又は完全性について、なんら損害賠償又は責任を負わず、インデックス、インデックス・データ及びそれらの全ての構成要素は、現状有姿において提供されるものであり、自らの責任において使用いただくものです。ICE Data、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、アセットマネジメントOne（株）又はその製品若しくはサービスを後援、推薦又は推奨するものではありません。

* ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

- b. Aコースは実質組入※外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

Bコースは実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※ 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

◆ Aコースは為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うに当たりヘッジコスト（為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差）がかかります。

◆ Bコースは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

《ご参考》為替ヘッジとヘッジコストについて

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することを行います。

通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。

米ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。

日本の金利 < 米国の金利 の場合



※ 為替ヘッジは、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 ⑤ 外国為替予約」をご参照ください。

c. 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

d. マザーファンドの運用は、効率化を図るため、運用指図に関する権限を、ロード・アベット社に委託します。

＜ロード・アベット社 (Lord, Abbett & Co. LLC) について＞

設立：1929年

所在地：米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り30番地

運用資産：約2,135億米ドル（2024年9月末日現在）

米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

＜ロード・アベット社のハイイールド債の運用投資哲学＞

- ・インカムゲインと価格上昇の獲得による安定的な総合収益の向上を目指します。
- ・インフレ、金融政策、景気サイクル等のマクロ経済分析、各セクターに与える影響を分析したうえで、個別銘柄の綿密な調査・分析を実施します。

③ ファンドの投資プロセス

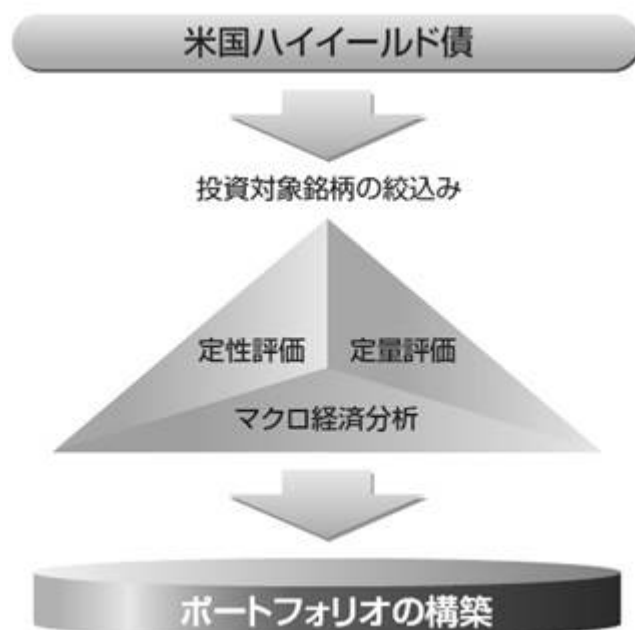
各ファンドは、主としてL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国のハイイールド債に投資を行います。なお、マザーファンドにおける投資は、ロード・アベット社により以下のプロセスのもとで行われます。

＜マザーファンドの投資プロセス＞

企業訪問で得た情報や決算情報等をもとに相対的に良質な資産と優良な経営陣を持つ企業に重点を置き、個別企業に対する徹底した定性・定量分析を行います。加えて、マクロ経済分析等を投資判断に加味することで相対的に魅力的な銘柄を選び出し、ポートフォリオを構築します。

- ・各分析における着眼点

定性評価	経営陣の質／競争優位性
定量評価	資産 キャッシュフロー 業績
マクロ経済分析	資本市場・信用リスク環境 企業業績 金融当局の政策スタンス



※ 高格付け債等を組み入れることもあります。また、各分析における着眼点の項目については変更される可能性があります。

※ マザーファンドの投資プロセスは、ロード・アベット社の米国での長年にわたる業歴および運用実績に裏付けられた手法に基づいております。短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底し、中長期的に高いリターンの達成を目指しています。

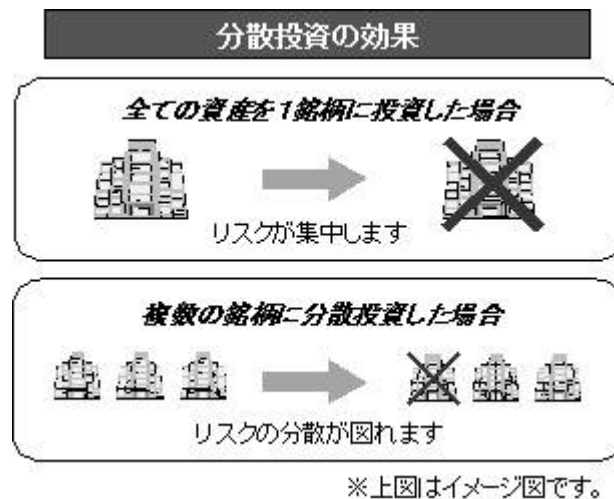
＜マザーファンドのリスク管理方法＞

マザーファンドは、高格付け債と比べて信用リスクの高いハイイールド債を主要投資対象としていますが、以下の手法でその信用リスクの管理を行います。

1. 分散投資

1 銘柄の債券に集中して投資すると、デフォルトが発生した場合、投資した資金は、大きく毀損してしまいます。

一方で、複数の銘柄に分散投資すれば、1 銘柄がデフォルトを起こした場合の損失は、1 銘柄の債券に投資した場合に比べ、限定的となります。



2. 銘柄選択

格付け会社により同等の格付けを付与されているなど、同等の信用リスクを有すると市場において判断されている銘柄であっても、発行体の保有資産や経営陣の質が相対的に高い銘柄への投資は、その信用リスクは発行体の保有資産や経営陣の質が相対的に低い銘柄への投資と比べ、限定的となります。

ロード・アベット社は、綿密な企業調査に基づき、相対的に良質な資産と優良な経営陣を持ち、より安定性の高いと判断される銘柄を抽出することで、信用リスク等をコントロールすることを目指します。

3. モニタリング

債券の発行体の保有資産や経営陣の質等の、信用リスクに影響を与える要素は常に変化しているため、債券の価格もその変化を反映し、大きく変動する場合があります。

ロード・アベット社では、保有銘柄の信用リスク状況を常時モニタリングするとともに、信用リスクが増加したと判断された銘柄に対する重点的調査・分析等を実施することで、信用リスクをコントロールすることを目指します。

※上記のプロセスおよびリスク管理方法は、今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りします。）
- c. 金銭債権（a.、b. およびd. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- d. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および8.において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1. から7. の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前記15.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書および前記8.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から5.までの証券および前記8.の証券または証書のうち前記2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記9.の証券および前記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

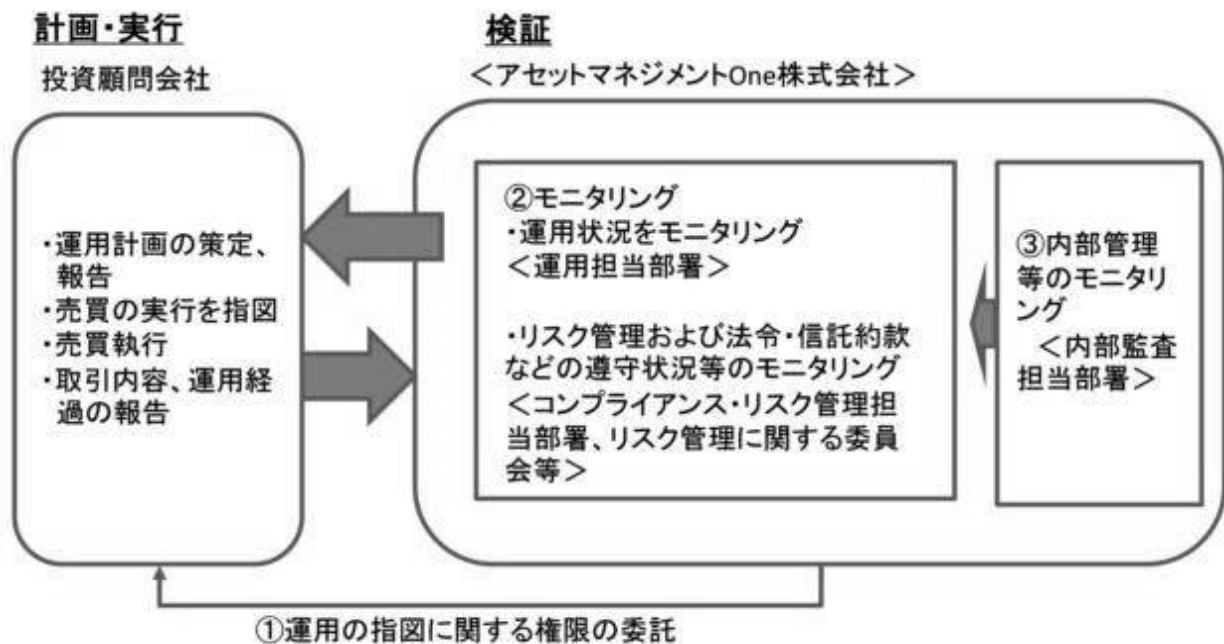
委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記②の規定にかかわらず、各ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 運用の指図に関する権限の委託

各ファンドが主要投資対象とするL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンドは、ロード・アベット社に運用指図に関する権限を委託します。

ロード・アベット社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

② モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

上記のほか、Aコースの為替ヘッジは、委託会社が為替予約取引等の指図を直接行います。為替ヘッジの方針は、信託約款の定めに従い、フルヘッジの状態を基本とします。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年12月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

<ロード・アベット社の運用体制>

ロード・アベット社は、投資運用委託契約中の運用ガイドライン等に則り、個別銘柄選択などの投資判断およびこれに付随して発生するトレーディングを行います。当社の運用は、短期的な市場の変動に左右されることなく、一貫した投資手法を徹底することにより、中長期的に高いリターンの達成を目指すことが特徴であり、運用プロダクト毎のポートフォリオマネージャーが、それぞれ独自のスタイルに基づいて運用を行います。担当ポートフォリオマネージャーは、運用対象資産を担当するリサーチアナリストからの情報に基づき運用を行います。また、他のポートフォリオマネージャーやリサーチアナリストのリサーチ情報を活用します。

当社の運用評価は、運用部門から独立したリスク管理部門が、月次でリスク・リターン分析を行います。また、四半期毎に開催される主要パートナーによるレビューにおいて、運用審査が行われます。法務部門およびコンプライアンス部門は、ポートフォリオに関する監査・ガイドラインチェック、売買状況チェック（インサイダー・トレーディング、個別銘柄組入れ比率、投資対象国等のチェック）を実施します。

ロード・アベット社では、内部監査は通常の業務プロセスの中で継続的に行います。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが、運用、トレーディング、計理、コンプライアンスの各部署を、諸規定、コンプライアンス・ポリシーの観点から随時管理監督します。

※ なお、上記の運用体制および組織の名称等については、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

第1計算期および第2計算期は、収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時（原則として毎月7日、ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、お支払いします。）に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

- ◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



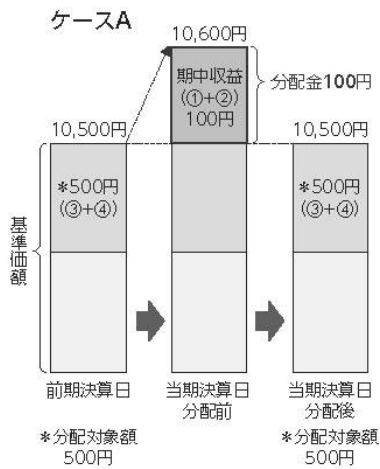
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

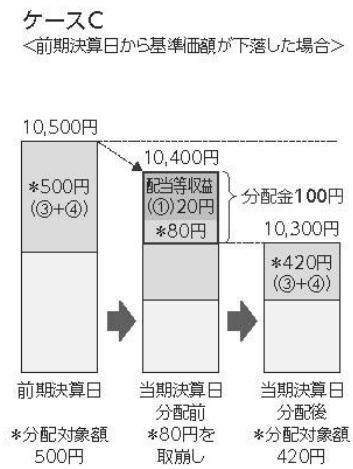
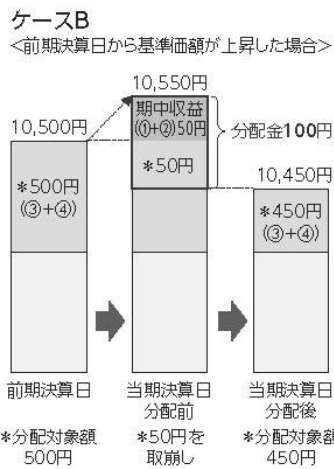
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



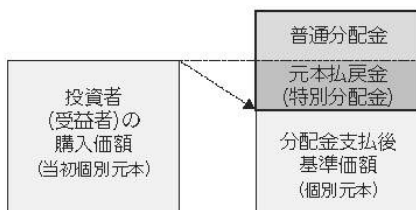
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

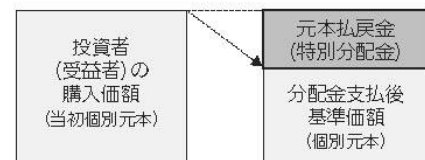
- ◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式等(約款第21条、第23条および第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する株式への実質投資割合[※]が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等については、この限りではありません。

4. 前記3.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② 投資信託証券(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)(両者および前記(2)投資対象②有価証券の指図範囲8.において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。))への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用制限(2)、約款第32条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約(約款第33条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第25条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引等(約款第25条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限りです。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 有価証券先物取引等(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、この⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下このb.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款に定める組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの⑧で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ契約の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この3.において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下この4.において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が

当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

5. 前記3. 4. においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
7. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 有価証券の貸付(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 公社債の空売り(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬ 公社債の借入れ(約款第31条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

2. 前記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑭ 資金の借入れ(約款第40条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の米国ドル建ての高利回り債（ハイイールド債）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の米国ドル建てのハイイールド債に投資し、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

- ② 米国ドル建て債券への投資にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット社に委託します。
- ⑤ 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑦ 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主としてLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付けの格下げ・格上げ）により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の変化の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、各ファンドの基準価額が下がることもあります。

③ 為替変動リスク

＜Aコース＞為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

＜Bコース＞為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。Aコースでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります（ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差で、この金利差分収益が減少または増加します。）。Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買に

あたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。各ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

各ファンドの主要投資先となっている米国がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことがあります。

<収益分配金に関する留意点>

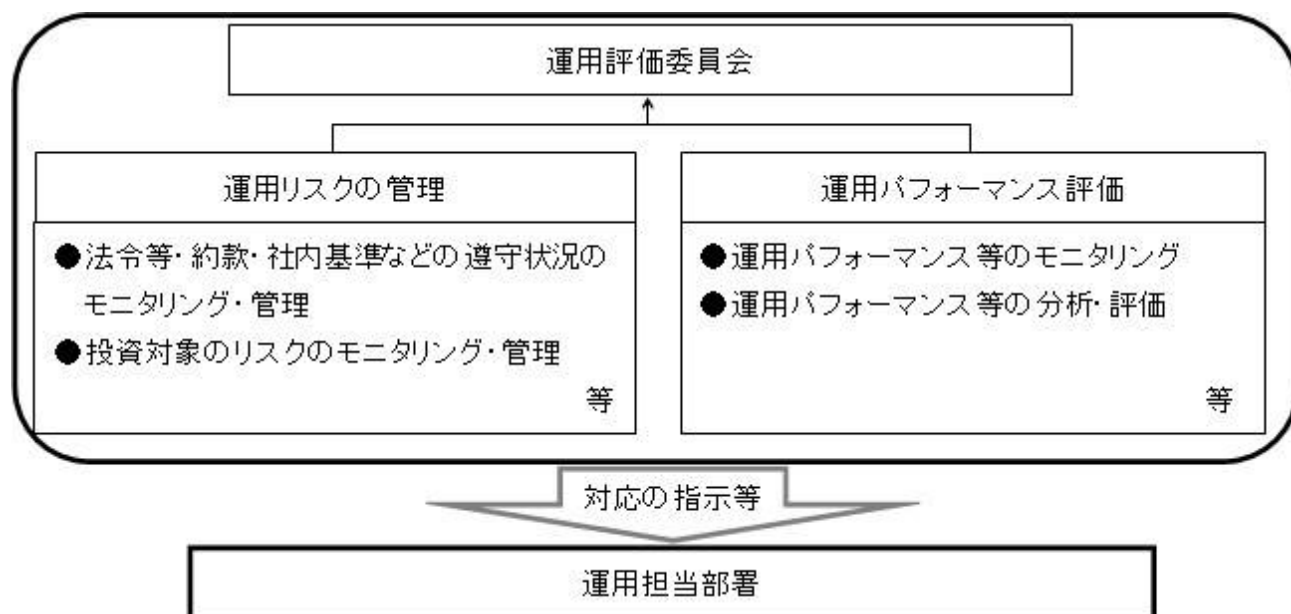
- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（2）リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年12月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、当マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたロード・アベット社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

運用部門から独立したリスク管理部門が、日次でファンドのリスク分析を行います。

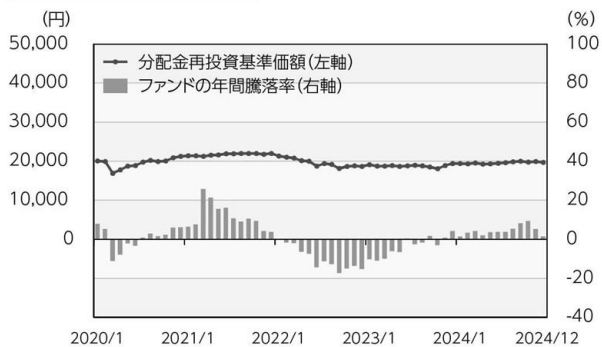
一方、投資ガイドライン、コンプライアンスの抵触状況は、システム的に管理し、ガイドライン等に抵触する取引が含まれる場合には、運用部門・法務部門・コンプライアンス部門へ連絡を入れ、対応を図ります。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

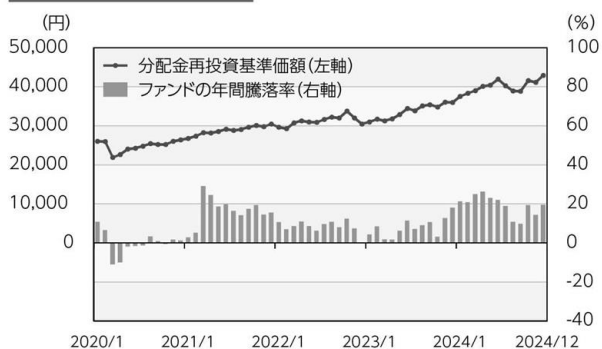
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

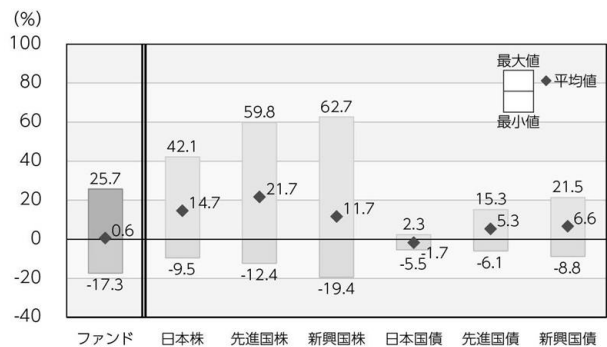
A コース



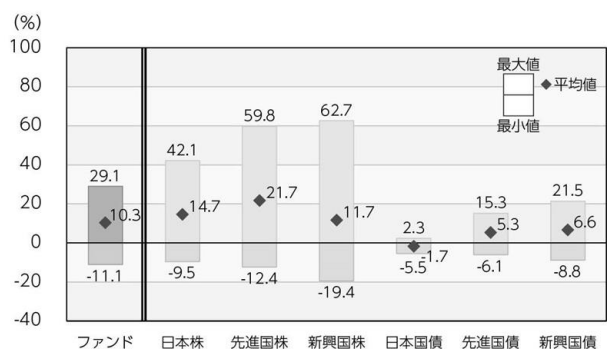
B コース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2020年1月～2024年12月



2020年1月～2024年12月

- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、3.3%（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 上記①にかかわらず、スイッチング（乗換え）の場合は無手数料となります。また償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.54%（税抜1.4%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、販売会社毎の純資産総額に対し、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.8%	0.5%	0.1%
500億円以上の部分	0.6%	0.7%	0.1%

- ② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

- ③ マザーファンドの投資顧問会社であるロード・アベット社が受け取る報酬は、運用の対価等として、マザーファンドに投資する各ファンドの委託会社が受け取る信託報酬から支払期日毎に支弁するものとし、その報酬額は、各ファンド毎に信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た額とします。

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。
- ② 各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。
- ④ 受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行わ

れます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※各ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

…（参考情報）ファンドの総経費率…

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
Aコース	1.59%	1.54%	0.05%
Bコース	1.59%	1.54%	0.05%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年6月8日～2024年12月9日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	11,116,905,063	102.00
内 日本	11,116,905,063	102.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△218,040,310	△2.00
純資産総額	10,898,864,753	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	62,771,428,379	99.29
内 日本	62,771,428,379	99.29
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	448,152,930	0.71
純資産総額	63,219,581,309	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

ＬＡ米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	269,207,295	0.17
内 アメリカ	269,207,295	0.17
特殊債券	1,366,601,903	0.87
内 カナダ	379,314,819	0.24
内 アルゼンチン	323,947,049	0.21
内 トルコ	259,700,670	0.17
内 アメリカ	252,612,052	0.16
内 メキシコ	151,027,313	0.10
社債券	150,389,229,896	95.65
内 アメリカ	119,488,155,884	76.00
内 カナダ	8,761,868,260	5.57
内 イギリス	2,465,713,970	1.57
内 ケイマン諸島	2,018,201,263	1.28
内 ルクセンブルグ	1,925,735,518	1.22
内 バミューダ	1,770,456,118	1.13
内 オランダ	1,701,360,500	1.08
内 オーストラリア	1,399,246,571	0.89
内 パナマ	1,339,436,125	0.85
内 アイルランド	1,329,555,796	0.85
内 ジャージー	1,188,427,626	0.76
内 フランス	1,067,282,814	0.68
内 アルゼンチン	794,591,906	0.51
内 ドイツ	733,683,793	0.47
内 リベリア	711,661,226	0.45

内 イギリス領バージン諸島	531,718,476	0.34
内 マーシャル諸島	323,393,631	0.21
内 日本	306,433,255	0.19
内 ウクライナ	304,047,224	0.19
内 モーリシャス	294,935,951	0.19
内 トルコ	279,596,046	0.18
内 スイス	274,476,097	0.17
内 プエルトリコ	231,411,237	0.15
内 イタリア	228,516,481	0.15
内 インドネシア	183,569,454	0.12
内 ブラジル	157,744,036	0.10
内 イスラエル	152,499,156	0.10
内 フィンランド	150,159,037	0.10
内 オーストリア	149,743,691	0.10
内 デンマーク	125,608,754	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,197,502,875	3.31
純資産総額	157,222,541,969	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,901,918,712	5.5955 10,642,186,153	5.8451 11,116,905,063	— —	102.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	102.00
合計	102.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	10,739,153,886	5.5965 60,102,697,451	5.8451 62,771,428,379	— —	99.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.29
合計	99.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	LUMEN TECHNOLOGIES INC 4.125 04/15/29 アメリカ	社債券	869,881,013	91.77 798,299,056	91.00 791,591,722	4.125 2029/4/15	0.50
2	DAVITA INC 4.625 06/01/30 アメリカ	社債券	828,863,200	93.97 778,934,291	92.04 762,904,335	4.625 2030/6/1	0.49
3	PERRIGO FINANCE UNLIMITE 06/15/30 アイルランド	社債券	806,401,640	96.18 775,597,579	93.89 757,149,286	4.9 2030/6/15	0.48
4	CARNIVAL CORP 6.0 05/01/29 パナマ	社債券	756,574,940	100.73 762,160,726	99.77 754,848,726	6 2029/5/1	0.48
5	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.5 08/15/30 アメリカ	社債券	833,766,780	92.31 769,706,698	89.83 749,034,578	4.5 2030/8/15	0.48
6	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.125 05/01/27 アメリカ	社債券	751,038,640	98.94 743,097,159	98.12 736,986,964	5.125 2027/5/1	0.47
7	ORGANON & CO/ORGANON FOR 7.875 05/15/34 アメリカ	社債券	724,622,580	103.77 751,974,107	101.69 736,884,641	7.875 2034/5/15	0.47
8	IRON MOUNTAIN INC 5.625 07/15/32 アメリカ	社債券	723,040,780	98.04 708,931,930	95.63 691,504,408	5.625 2032/7/15	0.44
9	PICARD MIDCO INC 6.5 03/31/29 アメリカ	社債券	658,186,980	99.11 652,340,099	98.21 646,414,705	6.5 2029/3/31	0.41
10	VIRGIN MEDIA SECURED FIN 5.5 05/15/29 イギリス	社債券	673,688,620	96.03 646,998,152	94.23 634,830,459	5.5 2029/5/15	0.40
11	EMERALD DEBT MERGER 6.625 12/15/30 アメリカ	社債券	633,194,540	101.97 645,688,649	100.04 633,450,343	6.625 2030/12/15	0.40
12	CLOUD SOFTWARE GRP INC 9.0 09/30/29	社債券	590,802,300	102.26	101.63	9	0.38

	アメリカ			604, 156, 792	600, 468, 890	2029/9/30	
13	CARNIVAL CORP 5.75 03/01/27 パナマ	社債券	585, 424, 180	100.44 588, 032, 243	99.85 584, 587, 399	5.75 2027/3/1	0.37
14	MOZART DEBT MERGER SUB 3.875 04/01/29 アメリカ	社債券	623, 387, 380	94.14 586, 895, 586	92.80 578, 520, 546	3.875 2029/4/1	0.37
15	ONEMAIN FINANCE CORP 7.5 05/15/31 アメリカ	社債券	550, 940, 940	105.10 579, 060, 965	102.86 566, 729, 251	7.5 2031/5/15	0.36
16	VISTRA OPERATIONS CO LLC 7.75 10/15/31 アメリカ	社債券	535, 913, 840	106.76 572, 186, 628	105.05 562, 992, 492	7.75 2031/10/15	0.36
17	VISTRA OPERATIONS CO LLC 4.375 05/01/29 アメリカ	社債券	584, 475, 100	96.00 561, 122, 850	94.22 550, 731, 062	4.375 2029/5/1	0.35
18	VZ SECURED FINANCING BV 5.0 01/15/32 オランダ	社債券	595, 547, 700	90.11 536, 689, 086	88.22 525, 425, 825	5 2032/1/15	0.33
19	CONDOR MERGER SUB INC 7.375 02/15/30 アメリカ	社債券	534, 015, 680	97.42 520, 242, 449	96.98 517, 929, 949	7.375 2030/2/15	0.33
20	NATIONSTAR MTG HLD INC 7.125 02/01/32 アメリカ	社債券	506, 966, 900	103.74 525, 956, 356	102.02 517, 228, 414	7.125 2032/2/1	0.33
21	EQUIPMENTSHARE.COM INC 9.0 05/15/28 アメリカ	社債券	493, 521, 600	104.96 518, 046, 108	103.99 513, 250, 445	9 2028/5/15	0.33
22	EARTHSTONE ENERGY HOL 8.0 04/15/27 アメリカ	社債券	485, 612, 600	102.94 499, 925, 058	102.08 495, 736, 396	8 2027/4/15	0.32
23	HERENS HOLDCO SARL 4.75 05/15/28 ルクセンブルグ	社債券	535, 281, 120	94.08 503, 631, 440	92.35 494, 372, 684	4.75 2028/5/15	0.31
24	MEG ENERGY CORP 5.875 02/01/29 カナダ	社債券	501, 746, 960	99.32 498, 340, 439	97.81 490, 803, 899	5.875 2029/2/1	0.31
25	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 6.375 09/01/29 アメリカ	社債券	490, 674, 360	101.11 496, 157, 154	99.13 486, 449, 456	6.375 2029/9/1	0.31
26	BELO CORP 7.25 09/15/27 アメリカ	社債券	463, 941, 940	104.51 484, 908, 403	104.06 482, 815, 098	7.25 2027/9/15	0.31
27	MADISON IAQ LLC 5.875 06/30/29 アメリカ	社債券	495, 894, 300	96.42 478, 156, 799	95.06 471, 401, 775	5.875 2029/6/30	0.30
28	UNIVISION COMMUNICATIONS 7.375 06/30/30 アメリカ	社債券	487, 827, 120	97.52 475, 742, 857	96.41 470, 347, 927	7.375 2030/6/30	0.30
29	HUGHES SATELLITE SYSTEMS 6.625 08/01/26 アメリカ	社債券	584, 000, 560	79.25 462, 873, 638	79.60 464, 897, 315	6.625 2026/8/1	0.30

30	JANE STREET GRP/JSG FIN 7.125 04/30/31 アメリカ	社債券	451,603,900	104.31	102.91	7.125	0.30
				471,081,160	464,767,312	2031/4/30	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	0.17
特殊債券	0.87
社債券	95.65
合計	96.69

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2024年12月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
銀行	外国	0.13
自動車用部品		0.05
専門小売り		0.00
合計		0.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

(参考)
LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

(参考)
LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）
直近日（2024年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの

	(分配落) (百万円)	(分配付) (百万円)	純資産額 (分配落) (円)	純資産額 (分配付) (円)
第22特定期間末 (2015年 6月 8日)	49,060	49,335	0.7129	0.7169
第23特定期間末 (2015年12月 7日)	35,973	36,190	0.6613	0.6653
第24特定期間末 (2016年 6月 7日)	31,363	31,553	0.6593	0.6633
第25特定期間末 (2016年12月 7日)	32,527	32,720	0.6732	0.6772
第26特定期間末 (2017年 6月 7日)	43,733	43,925	0.6850	0.6880
第27特定期間末 (2017年12月 7日)	42,809	42,999	0.6771	0.6801
第28特定期間末 (2018年 6月 7日)	34,482	34,642	0.6456	0.6486
第29特定期間末 (2018年12月 7日)	28,091	28,230	0.6084	0.6114
第30特定期間末 (2019年 6月 7日)	26,059	26,186	0.6155	0.6185
第31特定期間末 (2019年12月9日)	24,570	24,670	0.6168	0.6193
第32特定期間末 (2020年6月8日)	21,882	21,956	0.5882	0.5902
第33特定期間末 (2020年12月7日)	21,433	21,501	0.6291	0.6311
第34特定期間末 (2021年6月7日)	19,887	19,950	0.6364	0.6384
第35特定期間末 (2021年12月7日)	18,216	18,274	0.6267	0.6287
第36特定期間末 (2022年6月7日)	15,270	15,324	0.5616	0.5636
第37特定期間末 (2022年12月7日)	13,433	13,485	0.5214	0.5234
第38特定期間末 (2023年6月7日)	13,437	13,490	0.5065	0.5085
第39特定期間末 (2023年12月7日)	12,804	12,855	0.5003	0.5023
第40特定期間末 (2024年6月7日)	11,889	11,937	0.4998	0.5018
第41特定期間末 (2024年12月9日)	11,193	11,238	0.5009	0.5029
2023年12月末日	12,924	—	0.5111	—
2024年1月末日	12,759	—	0.5083	—
2月末日	12,531	—	0.5042	—
3月末日	12,499	—	0.5072	—
4月末日	12,052	—	0.4988	—
5月末日	11,891	—	0.4986	—
6月末日	11,764	—	0.4998	—

7月末日	11,614	—	0.5018	—
8月末日	11,636	—	0.5054	—
9月末日	11,668	—	0.5072	—
10月末日	11,366	—	0.5000	—
11月末日	11,236	—	0.5009	—
12月末日	10,898	—	0.4940	—

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

直近日（2024年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第22特定期間末 (2015年 6月 8日)	99,259	99,805	0.8177	0.8222
第23特定期間末 (2015年12月 7日)	92,343	93,637	0.7136	0.7236
第24特定期間末 (2016年 6月 7日)	79,366	80,712	0.5895	0.5995
第25特定期間末 (2016年12月 7日)	99,047	100,701	0.5989	0.6089
第26特定期間末 (2017年 6月 7日)	166,176	167,960	0.5587	0.5647
第27特定期間末 (2017年12月 7日)	168,023	169,854	0.5504	0.5564
第28特定期間末 (2018年 6月 7日)	138,772	139,874	0.5041	0.5081
第29特定期間末 (2018年12月 7日)	115,053	116,007	0.4826	0.4866
第30特定期間末 (2019年 6月 7日)	100,962	101,825	0.4681	0.4721
第31特定期間末 (2019年12月9日)	91,671	92,260	0.4669	0.4699
第32特定期間末 (2020年6月8日)	80,378	80,739	0.4458	0.4478
第33特定期間末 (2020年12月7日)	71,537	71,854	0.4522	0.4542
第34特定期間末 (2021年6月7日)	68,144	68,428	0.4794	0.4814
第35特定期間末 (2021年12月7日)	63,332	63,592	0.4869	0.4889
第36特定期間末 (2022年6月7日)	61,721	61,964	0.5075	0.5095
第37特定期間末 (2022年12月7日)	57,579	57,811	0.4975	0.4995
第38特定期間末 (2023年6月7日)	57,905	58,135	0.5032	0.5052
第39特定期間末 (2023年12月7日)	59,972	60,194	0.5405	0.5425
第40特定期間末	62,958	63,171	0.5900	0.5920

(2024年6月7日)				
第41特定期間末 (2024年12月9日)	60,482	60,688	0.5876	0.5896
2023年12月末日	58,855	—	0.5354	—
2024年1月末日	60,564	—	0.5563	—
2月末日	61,365	—	0.5661	—
3月末日	61,962	—	0.5749	—
4月末日	63,206	—	0.5888	—
5月末日	63,147	—	0.5910	—
6月末日	64,813	—	0.6115	—
7月末日	61,769	—	0.5849	—
8月末日	59,246	—	0.5636	—
9月末日	58,749	—	0.5605	—
10月末日	62,123	—	0.5975	—
11月末日	60,790	—	0.5898	—
12月末日	63,219	—	0.6132	—

②【分配の推移】

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

	1口当たりの分配金（円）
第22特定期間	0.0285
第23特定期間	0.0240
第24特定期間	0.0240
第25特定期間	0.0240
第26特定期間	0.0180
第27特定期間	0.0180
第28特定期間	0.0180
第29特定期間	0.0180
第30特定期間	0.0180
第31特定期間	0.0165
第32特定期間	0.0140
第33特定期間	0.0120
第34特定期間	0.0120
第35特定期間	0.0120
第36特定期間	0.0120
第37特定期間	0.0120
第38特定期間	0.0120
第39特定期間	0.0120
第40特定期間	0.0120
第41特定期間	0.0120

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

	1口当たりの分配金（円）
第22特定期間	0.0270
第23特定期間	0.0600
第24特定期間	0.0600
第25特定期間	0.0600
第26特定期間	0.0480
第27特定期間	0.0360

第28特定期間	0.0300
第29特定期間	0.0240
第30特定期間	0.0240
第31特定期間	0.0210
第32特定期間	0.0160
第33特定期間	0.0120
第34特定期間	0.0120
第35特定期間	0.0120
第36特定期間	0.0120
第37特定期間	0.0120
第38特定期間	0.0120
第39特定期間	0.0120
第40特定期間	0.0120
第41特定期間	0.0120

③【収益率の推移】

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第22特定期間	2.38
第23特定期間	△3.87
第24特定期間	3.33
第25特定期間	5.75
第26特定期間	4.43
第27特定期間	1.47
第28特定期間	△1.99
第29特定期間	△2.97
第30特定期間	4.13
第31特定期間	2.9
第32特定期間	△2.4
第33特定期間	9.0
第34特定期間	3.1
第35特定期間	0.4
第36特定期間	△8.5
第37特定期間	△5.0
第38特定期間	△0.6
第39特定期間	1.1
第40特定期間	2.3
第41特定期間	2.6

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

（注3）特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第22特定期間	5.60
第23特定期間	△5.39
第24特定期間	△8.98
第25特定期間	11.77
第26特定期間	1.30
第27特定期間	4.96

第28特定期間	△2.96
第29特定期間	0.50
第30特定期間	1.97
第31特定期間	4.2
第32特定期間	△1.1
第33特定期間	4.1
第34特定期間	8.7
第35特定期間	4.1
第36特定期間	6.7
第37特定期間	0.4
第38特定期間	3.6
第39特定期間	9.8
第40特定期間	11.4
第41特定期間	1.6

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(注3) 特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

	設定口数	解約口数
第22特定期間	3,160,658,530	29,732,179,738
第23特定期間	1,327,193,226	15,741,309,991
第24特定期間	1,255,194,453	8,082,766,747
第25特定期間	8,815,219,979	8,070,468,350
第26特定期間	24,895,153,154	9,371,669,368
第27特定期間	9,728,825,230	10,343,552,328
第28特定期間	2,742,929,507	12,559,081,528
第29特定期間	791,475,875	8,027,247,948
第30特定期間	1,136,712,363	4,968,567,009
第31特定期間	1,500,569,952	4,007,430,026
第32特定期間	1,222,619,528	3,853,831,059
第33特定期間	1,415,146,101	4,551,030,220
第34特定期間	1,066,741,338	3,881,886,373
第35特定期間	661,633,162	2,848,006,845
第36特定期間	388,365,518	2,264,734,459
第37特定期間	1,157,962,240	2,581,767,647
第38特定期間	2,172,287,870	1,410,829,548
第39特定期間	941,451,713	1,873,524,959
第40特定期間	533,928,124	2,340,744,974
第41特定期間	556,125,141	1,997,658,647

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

	設定口数	解約口数
第22特定期間	9,723,550,899	33,563,390,726
第23特定期間	22,415,588,846	14,404,841,147
第24特定期間	17,684,972,343	12,448,587,835
第25特定期間	43,562,095,272	12,801,289,576
第26特定期間	162,284,201,173	30,266,912,843

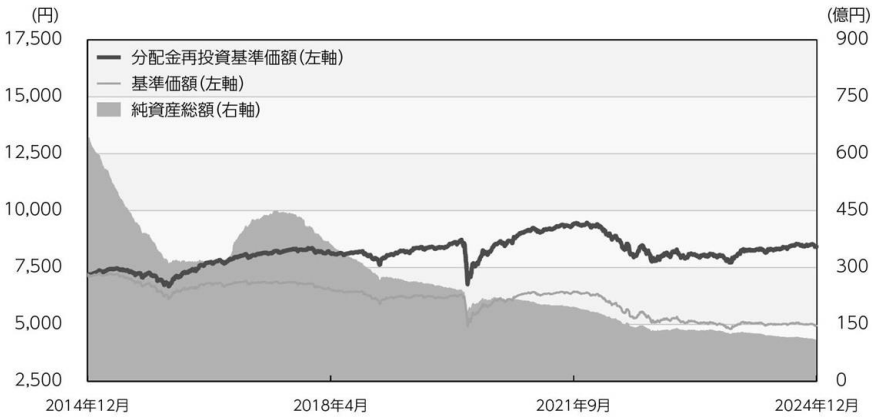
第27特定期間	52,654,704,411	44,765,485,841
第28特定期間	17,350,448,508	47,349,895,028
第29特定期間	6,885,016,825	43,761,945,253
第30特定期間	4,947,840,086	27,667,838,044
第31特定期間	4,108,230,602	23,486,273,004
第32特定期間	3,046,191,897	19,053,656,030
第33特定期間	2,399,088,706	24,531,186,039
第34特定期間	2,928,305,360	18,981,066,162
第35特定期間	3,020,934,935	15,082,693,568
第36特定期間	2,288,159,317	10,733,028,975
第37特定期間	2,071,864,262	7,950,243,929
第38特定期間	4,348,708,607	5,034,405,466
第39特定期間	3,257,744,836	7,357,614,040
第40特定期間	2,552,977,076	6,804,388,429
第41特定期間	1,605,461,933	5,394,050,444

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2024年12月30日

A コー ス

基準価額・純資産の推移 《2014年12月30日～2024年12月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2004年6月30日)

分配の推移(税引前)

2024年 8月	20円
2024年 9月	20円
2024年10月	20円
2024年11月	20円
2024年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	10,545円

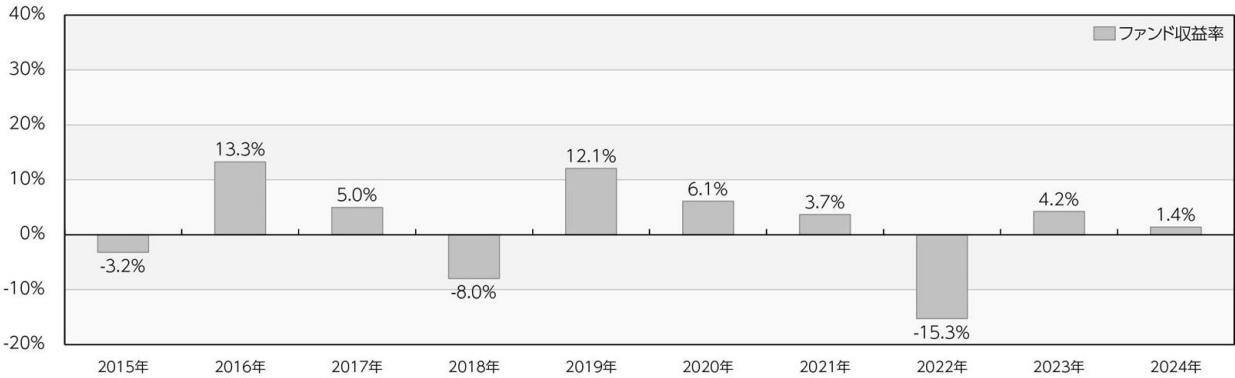
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	102.00

年間収益率の推移(暦年ベース)



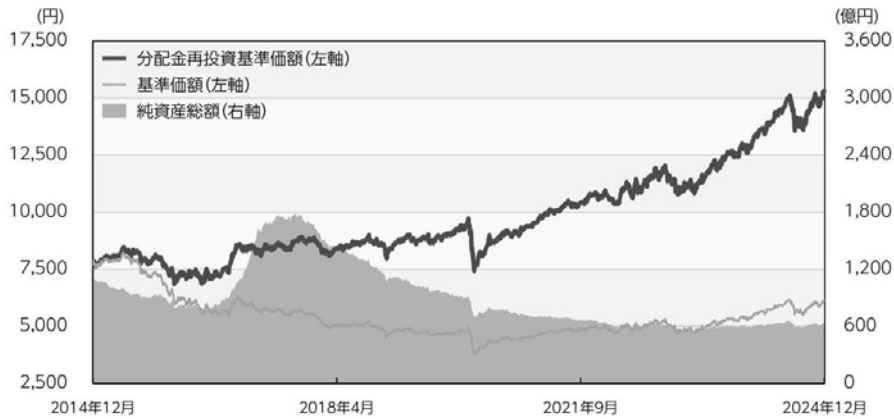
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2024年12月30日

B コ ー ス

基準価額・純資産の推移 《2014年12月30日～2024年12月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2004年6月30日)

分配の推移(税引前)

2024年 8月	20円
2024年 9月	20円
2024年10月	20円
2024年11月	20円
2024年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	12,935円

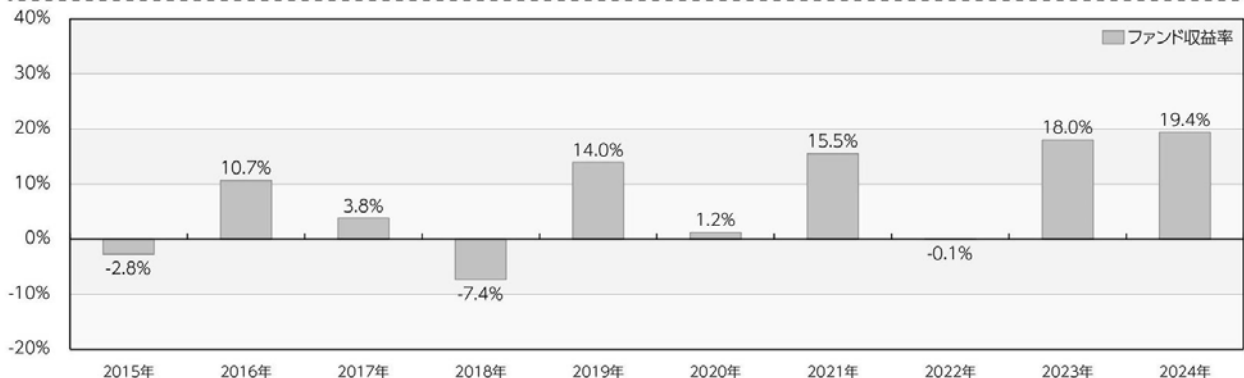
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	99.29

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

主要な資産の状況

■LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況			組入上位10銘柄						
資産の種類		比率(%)	順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
株式		0.17	1	LUMEN TECHNOLOGIES INC 4.125 04/15/29	社債券	アメリカ	4.125	2029/4/15	0.50
	内 アメリカ	0.17	2	DAVITA INC 4.625 06/01/30	社債券	アメリカ	4.625	2030/6/1	0.49
特殊債券		0.87	3	PERRIGO FINANCE UNLIMITE 06/15/30	社債券	アイルランド	4.9	2030/6/15	0.48
	内 カナダ	0.24	4	CARNIVAL CORP 6.0 05/01/29	社債券	パナマ	6	2029/5/1	0.48
	内 アルゼンチン	0.21	5	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.5 08/15/30	社債券	アメリカ	4.5	2030/8/15	0.48
	内 トルコ	0.17	6	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.125 05/01/27	社債券	アメリカ	5.125	2027/5/1	0.47
	内 アメリカ	0.16	7	ORGANON & CO/ORGANON FOR 7.875 05/15/34	社債券	アメリカ	7.875	2034/5/15	0.47
	内 メキシコ	0.10	8	IRON MOUNTAIN INC 5.625 07/15/32	社債券	アメリカ	5.625	2032/7/15	0.44
社債券		95.65	9	PICARD MIDCO INC 6.5 03/31/29	社債券	アメリカ	6.5	2029/3/31	0.41
	内 アメリカ	76.00	10	VIRGIN MEDIA SECURED FIN 5.5 05/15/29	社債券	イギリス	5.5	2029/5/15	0.40
	内 カナダ	5.57							
	内 イギリス	1.57							
	内 ケイマン諸島	1.28							
	内 ルクセンブルグ	1.22							
	内 その他	10.01							
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3.31							
合計(純資産総額)		100.00							

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) AコースとBコースは、販売会社が別に定める単位でスイッチング（乗換え）ができます。
 - ※ スwitchingとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。
 - ※ スwitching前とスイッチング後で受益者の個別元本が変わり、スイッチング申込者の損益が一旦確定します。
 - ※ スwitchingの際には、申込手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%）および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。スイッチングの取扱いや申込単位等については、販売会社にお問い合わせください。

- (10) 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (11) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組み入れられます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。
(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、各ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2004年6月30日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2004年6月30日から2004年8月7日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおける委託会社と投資顧問会社との間の外部委託契約の契約期間は、マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、6月および12月の決算時ならびに信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年6月8日から2024年12月9日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）の2024年6月8日から2024年12月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）の2024年12月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年6月7日現在	当期 2024年12月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	166,857,734	125,980,606
親投資信託受益証券	11,679,756,204	10,750,886,529
派生商品評価勘定	12,636,921	407,422,434
未収入金	110,000,000	—
流動資産合計	11,969,250,859	11,284,289,569
資産合計	11,969,250,859	11,284,289,569
負債の部		
流動負債		
未払金	682,002	—
未払収益分配金	47,577,012	44,693,945
未払解約金	15,812,423	30,805,491
未払受託者報酬	1,121,676	1,087,431
未払委託者報酬	14,581,893	14,136,738
その他未払費用	36,892	35,761
流動負債合計	79,811,898	90,759,366
負債合計	79,811,898	90,759,366
純資産の部		
元本等		
元本	23,788,506,353	22,346,972,847
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,899,067,392	△11,153,442,644
（分配準備積立金）	231,386,447	237,810,244
元本等合計	11,889,438,961	11,193,530,203
純資産合計	11,889,438,961	11,193,530,203
負債純資産合計	11,969,250,859	11,284,289,569

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年12月8日 至 2024年6月7日	当期 自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
営業収益		
受取利息	34,575	183,895
有価証券売買等損益	1,463,987,400	331,130,325
為替差損益	△1,081,484,935	57,895,322
営業収益合計	382,537,040	389,209,542
営業費用		
支払利息	6,722	—
受託者報酬	6,872,032	6,447,137
委託者報酬	89,337,047	83,813,359
その他費用	285,407	280,649
営業費用合計	96,501,208	90,541,145
営業利益又は営業損失 (△)	286,035,832	298,668,397
経常利益又は経常損失 (△)	286,035,832	298,668,397
当期純利益又は当期純損失 (△)	286,035,832	298,668,397
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△1,858,322	△242,546
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△12,791,242,397	△11,899,067,392
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,164,200,471	998,925,892
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,164,200,471	998,925,892
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	264,782,492	277,038,127
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	264,782,492	277,038,127
分配金	295,137,128	275,173,960
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△11,899,067,392	△11,153,442,644

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年6月7日及び12月7日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年12月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年6月7日現在	2024年12月9日現在
1. 期首元本額	25,595,323,203円	23,788,506,353円
期中追加設定元本額	533,928,124円	556,125,141円
期中一部解約元本額	2,340,744,974円	1,997,658,647円
2. 受益権の総数	23,788,506,353口	22,346,972,847口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,899,067,392円です。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,153,442,644円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年12月8日 至 2024年6月7日	自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
1. 分配金の計算過程	(自2023年12月8日 至2024年1月9日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(66,172,464円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(198,459,929円)及び分配準備積立金(226,275,417円)より分配対象収益は490,907,810円(1万口当たり194.23円)であり、うち50,547,571円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2024年1月10日 至2024年2月7日) 計算期間末における費用控除後の配	(自2024年6月8日 至2024年7月8日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(49,903,007円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(188,986,108円)及び分配準備積立金(226,652,747円)より分配対象収益は465,541,862円(1万口当たり198.94円)であり、うち46,800,030円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2024年7月9日 至2024年8月7日) 計算期間末における費用控除後の配

当等収益（49,234,698円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（197,763,519円）及び分配準備積立金

（238,566,132円）より分配対象収益は485,564,349円（1万口当たり193.98円）であり、うち50,063,263円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自2024年2月8日 至2024年3月7日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,791,475円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（196,998,171円）及び分配準備積立金

（234,656,105円）より分配対象収益は479,445,751円（1万口当たり193.32円）であり、うち49,600,930円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自2024年3月8日 至2024年4月8日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（55,902,151円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（195,968,247円）及び分配準備積立金

（230,134,702円）より分配対象収益は482,005,100円（1万口当たり196.11円）であり、うち49,155,273円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自2024年4月9日 至2024年5月7日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,760,290円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（192,812,432円）及び分配準備積立金

（231,679,794円）より分配対象収益は473,252,516円（1万口当たり196.39円）であり、うち48,193,079円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

当等収益（45,406,812円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（189,016,692円）及び分配準備積立金

（226,634,921円）より分配対象収益は461,058,425円（1万口当たり198.56円）であり、うち46,439,498円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自2024年8月8日 至2024年9月9日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（59,624,936円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（188,263,748円）及び分配準備積立金

（222,337,285円）より分配対象収益は470,225,969円（1万口当たり204.57円）であり、うち45,970,605円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自2024年9月10日 至2024年10月7日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,837,082円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（189,144,360円）及び分配準備積立金

（234,602,447円）より分配対象収益は470,583,889円（1万口当たり205.06円）であり、うち45,895,771円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自2024年10月8日 至2024年11月7日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,362,424円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（187,957,795円）及び分配準備積立金

（232,054,646円）より分配対象収益は467,374,865円（1万口当たり206.00円）であり、うち45,374,111円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

	(自2024年5月8日 至2024年6月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(50,198,801円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(190,972,499円)及び分配準備積立金(228,764,658円)より分配対象収益は469,935,958円(1万口当たり197.54円)であり、うち47,577,012円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	(自2024年11月8日 至2024年12月9日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(52,361,199円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(185,600,247円)及び分配準備積立金(230,142,990円)より分配対象収益は468,104,436円(1万口当たり209.47円)であり、うち44,693,945円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 23,386,555円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 21,971,809円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年12月8日 至 2024年6月7日	当期 自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の	同左

	効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年6月7日現在	当期 2024年12月9日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期	当期
----	----	----

	2024年6月7日現在	2024年12月9日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	208,960,114	△181,567,323
合計	208,960,114	△181,567,323

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	前期 2024年6月7日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	11,522,510,395 11,522,510,395	— —	11,509,873,474 11,509,873,474	12,636,921 12,636,921
合計	11,522,510,395	—	11,509,873,474	12,636,921

種類	当期 2024年12月9日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	11,095,743,339 11,095,743,339	— —	10,688,320,905 10,688,320,905	407,422,434 407,422,434
合計	11,095,743,339	—	10,688,320,905	407,422,434

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期	当期

	2024年6月7日現在	2024年12月9日現在
1口当たり純資産額	0.4998円	0.5009円
(1万口当たり純資産額)	(4,998円)	(5,009円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月9日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	1,921,345,104	10,750,886,529	
親投資信託受益証券	合計	1,921,345,104	10,750,886,529	
合計			10,750,886,529	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）の2024年6月8日から2024年12月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）の2024年12月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年6月7日現在	当期 2024年12月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	138,429,471	556,586,543
親投資信託受益証券	62,734,785,533	60,276,540,139
未収入金	420,000,000	—
流動資産合計	63,293,215,004	60,833,126,682
資産合計	63,293,215,004	60,833,126,682
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	213,425,674	205,848,497
未払解約金	38,441,845	60,981,933
未払受託者報酬	5,905,779	5,963,635
未払委託者報酬	76,775,157	77,527,360
その他未払費用	128,073	130,016
流動負債合計	334,676,528	350,451,441
負債合計	334,676,528	350,451,441
純資産の部		
元本等		
元本	106,712,837,026	102,924,248,515
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△43,754,298,550	△42,441,573,274
（分配準備積立金）	9,390,276,660	11,340,146,883
元本等合計	62,958,538,476	60,482,675,241
純資産合計	62,958,538,476	60,482,675,241
負債純資産合計	63,293,215,004	60,833,126,682

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年12月8日 至 2024年6月7日	当期 自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
営業収益		
受取利息	31,724	189,361
有価証券売買等損益	7,122,216,641	1,481,754,606
営業収益合計	7,122,248,365	1,481,943,967
営業費用		
支払利息	7,167	—
受託者報酬	33,690,609	34,251,988
委託者報酬	437,978,610	445,276,245
その他費用	736,458	747,925
営業費用合計	472,412,844	480,276,158
営業利益又は営業損失 (△)	6,649,835,521	1,001,667,809
経常利益又は経常損失 (△)	6,649,835,521	1,001,667,809
当期純利益又は当期純損失 (△)	6,649,835,521	1,001,667,809
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	29,347,949	3,876,413
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△50,991,902,193	△43,754,298,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,029,394,314	2,241,456,147
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,029,394,314	2,241,456,147
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,115,188,140	670,715,897
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,115,188,140	670,715,897
分配金	1,297,090,103	1,255,806,370
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△43,754,298,550	△42,441,573,274

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年6月7日及び12月7日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年12月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年6月7日現在	2024年12月9日現在
1. 期首元本額	110,964,248,379円	106,712,837,026円
期中追加設定元本額	2,552,977,076円	1,605,461,933円
期中一部解約元本額	6,804,388,429円	5,394,050,444円
2. 受益権の総数	106,712,837,026口	102,924,248,515口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は43,754,298,550円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は42,441,573,274円あります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年12月8日 至 2024年6月7日	自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
1. 分配金の計算過程	(自2023年12月8日 至2024年1月9日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(255,740,148円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,629,064,748円)及び分配準備積立金(4,368,973,681円)より分配対象収益は7,253,778,577円(1万口当たり660.37円)であり、うち219,685,122円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2024年1月10日 至2024年2月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(293,869,884円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,377,869,005円)、信託約款に規定される収益調整金	(自2024年6月8日 至2024年7月8日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(349,033,190円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(2,036,349,685円)、信託約款に規定される収益調整金(2,693,893,380円)及び分配準備積立金(9,304,004,713円)より分配対象収益は14,383,280,968円(1万口当たり1,356.53円)であり、うち212,059,519円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2024年7月9日 至2024年8月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(254,329,242円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,712,567,627

(2,614,109,605円)及び分配準備積立金(4,348,781,498円)より分配対象収益は8,634,629,992円(1万口当たり794.18円)であり、うち217,445,238円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年2月8日 至2024年3月7日)
計算期間末における費用控除後の配当等収益(286,219,885円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(674,618,198円)、信託約款に規定される収益調整金(2,629,043,735円)及び分配準備積立金(5,749,008,242円)より分配対象収益は9,338,890,060円(1万口当たり863.06円)であり、うち216,411,495円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年3月8日 至2024年4月8日)
計算期間末における費用控除後の配当等収益(341,878,206円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,040,347,450円)、信託約款に規定される収益調整金(2,651,689,825円)及び分配準備積立金(6,437,681,638円)より分配対象収益は10,471,597,119円(1万口当たり971.38円)であり、うち215,602,112円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年4月9日 至2024年5月7日)
計算期間末における費用控除後の配当等収益(312,739,423円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(995,835,444円)、信託約款に規定される収益調整金(2,666,782,250円)及び分配準備積立金(7,538,625,089円)より分配対象収益は11,513,982,206円(1万口当たり1,073.46円)であり、うち214,520,462円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年5月8日 至2024年6月7日)
計算期間末における費用控除後の配

円)及び分配準備積立金(11,385,409,438円)より分配対象収益は14,352,306,307円(1万口当たり1,360.69円)であり、うち210,955,863円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年8月8日 至2024年9月9日)
計算期間末における費用控除後の配当等収益(256,859,130円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,735,412,803円)及び分配準備積立金(11,346,934,471円)より分配対象収益は14,339,206,404円(1万口当たり1,365.20円)であり、うち210,066,301円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年9月10日 至2024年10月7日)
計算期間末における費用控除後の配当等収益(289,670,589円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,766,732,133円)及び分配準備積立金(11,317,917,720円)より分配対象収益は14,374,320,442円(1万口当たり1,372.94円)であり、うち209,393,981円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年10月8日 至2024年11月7日)
計算期間末における費用控除後の配当等収益(329,867,724円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,757,744,389円)及び分配準備積立金(11,278,205,988円)より分配対象収益は14,365,818,101円(1万口当たり1,384.77円)であり、うち207,482,209円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自2024年11月8日 至2024年12月9日)
計算期間末における費用控除後の配

	当等収益（327,720,109円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（717,810,930円）、信託約款に規定される収益調整金（2,684,472,702円）及び分配準備積立金（8,558,171,295円）より分配対象収益は12,288,175,036円（1万口当たり1,151.51円）であり、うち213,425,674円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 114,724,365円	当等収益（255,452,488円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,756,663,656円）及び分配準備積立金（11,290,542,892円）より分配対象収益は14,302,659,036円（1万口当たり1,389.62円）であり、うち205,848,497円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 116,742,726円
2. 委託費用		

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年12月8日 至 2024年6月7日	当期 自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見	同左

	地から運用状況全般の管理を行います。	
--	--------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年6月7日現在	当期 2024年12月9日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年6月7日現在	当期 2024年12月9日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,122,376,814	△1,017,984,866
合計	1,122,376,814	△1,017,984,866

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 2024年6月7日現在	当期 2024年12月9日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5900円 (5,900円)	0.5876円 (5,876円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月9日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	10,772,324,214	60,276,540,139	
親投資信託受益証券	合計	10,772,324,214	60,276,540,139	
合計			60,276,540,139	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）」、「みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）」は、「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年12月9日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	2,946,456,246
コール・ローン	401,717,780
株式	259,966,002
特殊債券	1,308,224,700
社債券	144,085,717,401
未収入金	8,642,419
未収利息	2,326,125,705
前払費用	114,542,602
流動資産合計	151,451,392,855
資産合計	151,451,392,855
負債の部	
流動負債	
未払金	788,743,305
流動負債合計	788,743,305
負債合計	788,743,305
純資産の部	
元本等	
元本	26,925,876,545
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	123,736,773,005
元本等合計	150,662,649,550
純資産合計	150,662,649,550
負債純資産合計	151,451,392,855

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年12月9日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	26,879,561,787円
同期中追加設定元本額	1,180,459,835円
同期中一部解約元本額	1,134,145,077円
元本の内訳	
ファンド名	
みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）	1,921,345,104円
みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）	10,772,324,214円
みずほUSハイイールドファンド<DC年金>	1,804,618,128円
みずほUSハイイールドオープン（年1回決算型）為替ヘッジあり	394,408,767円
みずほUSハイイールドオープン（年1回決算型）為替ヘッジなし	12,033,180,332円
計	26,925,876,545円
2. 受益権の総数	26,925,876,545口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年6月8日 至 2024年12月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月9日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年12月9日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	24,826,913
特殊債券	24,326,976
社債券	4,157,610,082
合計	4,206,763,971

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2024年12月9日現在
1口当たり純資産額	5.5955円
（1万口当たり純資産額）	（55,955円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

2024年12月9日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

アメリカ・ドル	NEW YORK COMMUNITY CAPITAL TRUST V PFD 6	32,450	39.390	1,278,205.500	
	UC HOLDINGS INC	116,578	3.917	456,636.020	
	99 CENTS ONLY STORES COMMON UNITS	24,110,866	0.000	0.000	
	99 CENTS ONLY STORES A PFD	2,459,308	0.000	0.000	
	99 CENTS ONLY STORES B PFD	9,837,233	0.000	0.000	
アメリカ・ドル 小計		36,556,435		1,734,841.520 (259,966,002)	
合計		36,556,435		259,966,002 (259,966,002)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年12月9日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	アメリカ・ドル	CITGO PETROLEUM CORP 8.375 01/15/29	1,548,000.000	1,610,543.830	
		MERSIN ULUSLARARASI LIMA 8.25 11/15/28	1,579,000.000	1,646,304.480	
		NOVA CHEMICALS CORP 9.0 02/15/30	2,273,000.000	2,469,334.910	
		PETROLEOS MEXICANOS 6.875 08/04/26	970,000.000	963,487.320	
		YPF ENERGIA ELECTRICA SA 7.875 10/16/32	998,000.000	988,828.380	
		YPF SOCIEDAD ANONIMA 9.5 01/17/31	997,000.000	1,051,729.310	
		アメリカ・ドル 小計	8,365,000.000 (1,253,495,250)	8,730,228.230 (1,308,224,700)	
	特殊債券 合計			1,253,495,250 (1,253,495,250)	1,308,224,700 (1,308,224,700)
社債券	アメリカ・ドル	1011778 BC / NEW RED FIN 6.125 06/15/29	1,134,000.000	1,158,346.980	
		180 MEDICAL INC 3.875 10/15/29	2,433,000.000	2,245,513.470	
		ACADIA HEALTHCARE CO INC 5.0 04/15/29	1,915,000.000	1,827,190.280	
		ACURIS FIN US/ACURIS FIN 9.0 08/01/29	1,277,000.000	1,267,575.740	
		ADAPTHEALTH LLC 5.125 03/01/30	1,639,000.000	1,514,134.910	
		ADIENT GLOBAL HOLDINGS 8.25 04/15/31	1,226,000.000	1,285,778.530	
		ADVANCED DRAINAGE SYSTEM 6.375 06/15/30	933,000.000	946,247.660	
		ADVANTAGE SALES & MARKET 6.5 11/15/28	1,021,000.000	976,582.090	
		AG ISSUER LLC 6.25 03/01/28	1,086,000.000	1,084,902.920	

AG MERGER SUB II INC 10.75 08/01/27	1,796,000.000	1,860,602.120	
AG TTMT ESCROW ISSUER 8.625 09/30/27	1,990,000.000	2,081,953.920	
AHLSTROM-MUNKSJO HLDG 3 4.875 02/04/28	995,000.000	953,085.620	
AHP HEALTH PARTN 5.75 07/15/29	1,631,000.000	1,593,980.370	
AIR CANADA 3.875 08/15/26	981,000.000	954,077.650	
ALBERTSONS COS/SAFEWAY 3.5 03/15/29	2,222,000.000	2,055,408.200	
ALBION FINANCING 2SARL 8.75 04/15/27	1,094,000.000	1,118,140.190	
ALCOA NEDERLAND HOLDING 7.125 03/15/31	906,000.000	952,124.460	
ALGOMA STEEL INC 9.125 04/15/29	1,393,000.000	1,437,701.370	
ALGONQUIN PWR & UTILITY 01/18/82	2,038,000.000	1,930,965.250	
ALLEGHENY TECHNOLOGIES 4.875 10/01/29	557,000.000	539,570.510	
ALLEGHENY TECHNOLOGIES 5.125 10/01/31	2,233,000.000	2,144,460.580	
ALLIANCE RES OP/FINANCE 8.625 06/15/29	941,000.000	997,764.870	
ALLIANT HOLD / CO-ISSUER 5.875 11/01/29	955,000.000	926,827.880	
ALLIANT HOLD / CO-ISSUER 6.75 04/15/28	2,132,000.000	2,158,933.550	
ALLIANT HOLD / CO-ISSUER 6.75 10/15/27	867,000.000	865,578.120	
ALLIED UNIVERSAL 6.0 06/01/29	2,229,000.000	2,053,891.750	
ALLIED UNIVERSAL 9.75 07/15/27	2,726,000.000	2,741,156.780	
ALLISON TRANSMISSION INC 3.75 01/30/31	1,658,000.000	1,503,101.660	
ALPHA GENERATION LLC 6.75 10/15/32	498,000.000	506,353.950	
ALTA EQUIPMENT GROUP 9.0 06/01/29	998,000.000	959,307.040	
ALTAGAS LTD 10/15/54	1,142,000.000	1,170,468.620	
AMC ENTERTAINMENT HLDGS 7.5 02/15/29	439,000.000	407,507.840	
AMC NETWORKS INC 4.25 02/15/29	3,412,000.000	2,589,202.250	
AMENTUM ESCROW CORP 7.25 08/01/32	620,000.000	639,406.000	
AMERICAN AIRLINES INC 7.25 02/15/28	2,572,000.000	2,649,259.640	

AMERICAN AIRLINES/AADVAN 5.75 04/20/29	2,868,000.000	2,879,867.770	
AMERITEX HOLDCO INTERMED 10.25 10/15/28	1,234,000.000	1,321,631.270	
AMSTED INDUSTRIES 4.625 05/15/30	1,693,000.000	1,610,606.410	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI 5.75 03/01/27	1,252,000.000	1,254,465.170	
ANTERO RESOURCES CORP 7.625 02/01/29	494,000.000	508,912.870	
ANTERO RESOURCES MIDSTRE 5.375 06/15/29	929,000.000	918,967.910	
API ESCROW CORP 4.75 10/15/29	1,155,000.000	1,113,267.300	
API GROUP DE INC 4.125 07/15/29	1,562,000.000	1,459,410.780	
ARCOSA INC 4.375 04/15/29	1,629,000.000	1,546,607.740	
ARCOSA INC 6.875 08/15/32	486,000.000	504,335.320	
ARDONAGH FINCO LTD 7.75 02/15/31	1,856,000.000	1,909,807.280	
ARDONAGH GROUP FINANCE 8.875 02/15/32	1,889,000.000	1,958,328.170	
ARETEC ESCROW ISSUER 2 10.0 08/15/30	1,526,000.000	1,693,017.640	
ARIS MINING CORP 8.0 10/31/29	989,000.000	992,640.490	
ARKO CORP 5.125 11/15/29	2,642,000.000	2,450,161.960	
ARMOR HOLDCO INC 8.5 11/15/29	1,349,000.000	1,360,341.030	
ARSENAL AIC PARENT LLC 8.0 10/01/30	1,330,000.000	1,405,279.330	
ASCENT RESOURCES/ARU FIN 5.875 06/30/29	1,006,000.000	998,025.730	
ASCENT RESOURCES/ARU FIN 6.625 10/15/32	649,000.000	652,649.970	
ASG FINANCE DESIGNATED 9.75 05/15/29	932,000.000	943,677.960	
ASHTON WOODS USA/FINANCE 4.625 04/01/30	1,075,000.000	1,001,118.890	
ASTON MARTIN CAPITAL HOL 10.0 03/31/29	2,434,000.000	2,369,339.810	
ATI INC 7.25 08/15/30	1,420,000.000	1,490,778.480	
ATKORE INC 4.25 06/01/31	1,032,000.000	944,533.650	
ATLAS LUXCO 4 / ALL UNI 4.625 06/01/28	2,949,000.000	2,803,735.790	
AUSTIN BIDCO INC 7.125 12/15/28	1,000,000.000	966,384.890	
AUTOMATION TOOLING SYSTE 4.125 12/15/28	1,028,000.000	961,932.780	

AXALTA COATING SYSTEMS 3.375 02/15/29	983,000.000	911,719.860	
AXALTA COATING SYSTEMS D 7.25 02/15/31	1,108,000.000	1,168,296.250	
AXON ENTERPRISE INC 0.5 12/15/27	371,000.000	1,117,469.150	
BALDWIN INSUR GRP/FIN 7.125 05/15/31	1,490,000.000	1,540,686.820	
BAUSCH & LOMB ESCROW COR 8.375 10/01/28	2,565,000.000	2,705,536.350	
BAYTEX ENERGY CORP 7.375 03/15/32	1,314,000.000	1,308,717.720	
BAYTEX ENERGY CORP 8.5 04/30/30	889,000.000	921,574.710	
BCO DE GALICIA Y BUENOS 7.75 10/10/28	1,489,946.000	1,531,664.480	
BCPE EMPIRE HOLDINGS INC 7.625 05/01/27	878,000.000	880,195.000	
BEACON ROOFING SUPPLY IN 4.125 05/15/29	1,412,000.000	1,367,136.780	
BELLRING BRANDS INC 7.0 03/15/30	1,813,000.000	1,891,399.540	
BELO CORP 7.25 09/15/27	2,933,000.000	3,065,548.130	
BENTELER INTERNATIONAL A 10.5 05/15/28	900,000.000	948,294.000	
BERRY PETROLEUM CO LLC 7.0 02/15/26	1,440,000.000	1,440,720.480	
BIOCON BIOLOGICS GLOBAL 6.67 10/09/29	562,000.000	555,579.340	
BLACKSTONE MORTGAGE TR 7.75 12/01/29	918,000.000	940,488.230	
BLOCK INC 6.5 05/15/32	1,648,000.000	1,702,314.780	
BLOOMIN ⁷ BRANDS INC/OSI 5.125 04/15/29	1,402,000.000	1,297,054.260	
BLUE RACER MID LLC/FINAN 7.0 07/15/29	1,228,000.000	1,270,385.640	
BOISE CASCADE COMPANY 4.875 07/01/30	906,000.000	872,165.410	
BOMBARDIER INC 7.0 06/01/32	1,976,000.000	2,044,121.880	
BOMBARDIER INC 7.25 07/01/31	2,213,000.000	2,317,960.360	
BOMBARDIER INC 8.75 11/15/30	847,000.000	922,273.730	
BORR IHC LTD / BORR FIN 10.0 11/15/28	1,075,121.950	1,071,184.310	
BORR IHC LTD / BORR FIN 10.375 11/15/30	2,166,466.020	2,166,961.580	
BOYNE USA INC 4.75 05/15/29	1,825,000.000	1,750,839.640	
BRAND INDUSTRIAL SERVICE	1,331,000.000	1,387,133.590	

10.375 08/01/30			
BRANDYWINE OPER PARTNERS 8.875 04/12/29	1,336,000.000	1,451,443.760	
BREAD FINANCIAL HLDGS 9.75 03/15/29	1,515,000.000	1,634,409.260	
BRIGHTLINE EAST LLC 11.0 01/31/30	1,097,000.000	1,048,160.890	
BRINK'S CO/THE 6.75 06/15/32	1,943,000.000	1,998,073.590	
BUCKEYE PARTNERS LP 4.125 12/01/27	1,587,000.000	1,533,769.010	
BUCKEYE PARTNERS LP 6.875 07/01/29	1,087,000.000	1,114,167.390	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC 5.0 03/01/30	1,083,000.000	1,055,264.370	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC 6.375 06/15/32	1,255,000.000	1,286,943.510	
BWX TECHNOLOGIES INC 4.125 04/15/29	957,000.000	907,462.410	
BWX TECHNOLOGIES INC 4.125 06/30/28	886,000.000	847,573.550	
CABLEVISION LIGHTPATH 5.625 09/15/28	2,125,000.000	1,985,088.490	
CAESARS ENTERTAIN INC 7.0 02/15/30	1,181,000.000	1,224,065.160	
CALIFORNIA RESOURCES CRP 8.25 06/15/29	2,304,000.000	2,366,413.040	
CALPINE CORP 3.75 03/01/31	1,397,000.000	1,275,539.370	
CALPINE CORP 4.625 02/01/29	2,942,000.000	2,823,577.710	
CALPINE CORP 5.0 02/01/31	1,951,000.000	1,862,971.050	
CAMELOT RETURN MERGER SU 8.75 08/01/28	822,000.000	812,984.190	
CANPACK SA/CANPACK US 3.875 11/15/29	1,483,000.000	1,358,957.400	
CAPSTONE BORROWER INC 8.0 06/15/30	1,560,000.000	1,630,820.880	
CARNIVAL CORP 5.75 03/01/27	3,701,000.000	3,717,487.950	
CARNIVAL CORP 6.0 05/01/29	4,783,000.000	4,818,312.850	
CARPENTER TECHNOLOGY 7.625 03/15/30	1,172,000.000	1,221,131.380	
CARRIAGE PURCHASER INC 7.875 10/15/29	1,728,000.000	1,644,115.260	
CARVANA CO 06/01/30	2,247,232.000	2,470,788.850	
CARVANA CO 12/01/28	1,989,048.000	2,133,003.350	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.25 01/15/34	2,459,000.000	2,080,621.370	

CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.5 05/01/32	1,063,000.000	948,253.290	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.5 08/15/30	5,271,000.000	4,866,017.820	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.75 03/01/30	2,106,000.000	1,981,509.050	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.0 02/01/28	2,768,000.000	2,712,923.300	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.125 05/01/27	4,748,000.000	4,697,794.660	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 6.375 09/01/29	3,102,000.000	3,136,661.740	
CDI ESCROW ISSUER INC 5.75 04/01/30	931,000.000	924,991.880	
CENTURY COMMUNITIES 3.875 08/15/29	1,410,000.000	1,295,998.080	
CERDIA FINANZ GMBH 9.375 10/03/31	1,423,000.000	1,494,150.000	
CHAMPIONS FINANCING INC 8.75 02/15/29	1,961,000.000	1,929,226.880	
CHEFS' WAREHOUSE THE 2.375 12/15/28	870,000.000	1,097,940.000	
CHESAPEAKE ENERGY CORP 6.75 04/15/29	1,716,000.000	1,742,606.550	
CHOBANI HOLDCO II LLC 10/01/29	662,000.000	705,595.630	
CHOBANI LLC/FINANCE CORP 4.625 11/15/28	2,716,000.000	2,639,788.480	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS 4.75 02/15/31	3,406,000.000	2,809,795.360	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS 5.25 05/15/30	2,718,000.000	2,346,504.550	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS 6.125 04/01/30	4,010,000.000	2,935,364.480	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS 6.875 04/15/29	2,510,000.000	2,012,806.350	
CHURCHILL DOWNS INC 4.75 01/15/28	1,526,000.000	1,491,714.710	
CINEMARK USA INC 5.25 07/15/28	950,000.000	935,883.590	
CINEMARK USA INC 7.0 08/01/32	1,579,000.000	1,645,605.370	
CIVITAS RESOURCES INC 8.375 07/01/28	1,070,000.000	1,116,297.830	
CIVITAS RESOURCES INC 8.625 11/01/30	818,000.000	867,083.270	
CIVITAS RESOURCES INC 8.75 07/01/31	2,098,000.000	2,215,528.730	
CLARIOS GLOBAL LP/US FIN 6.75 05/15/28	1,088,000.000	1,115,045.680	
CLOUD SOFTWARE GRP INC	1,568,000.000	1,638,842.360	

8.25 06/30/32			
CLOUD SOFTWARE GRP INC 9.0 09/30/29	3,735,000.000	3,819,425.920	
CLYDESDALE ACQUISITION 6.875 01/15/30	955,000.000	969,651.600	
CLYDESDALE ACQUISITION 8.75 04/15/30	1,934,000.000	1,943,876.930	
CNT PRNT/CDK GLO II/FIN 8.0 06/15/29	1,173,000.000	1,203,784.210	
CNX MIDSTREAM PART LP 4.75 04/15/30	1,384,000.000	1,296,599.970	
CNX RESOURCES CORP 2.25 05/01/26	323,000.000	928,140.500	
CNX RESOURCES CORP 6.0 01/15/29	1,835,000.000	1,828,052.300	
CNX RESOURCES CORP 7.375 01/15/31	1,086,000.000	1,125,747.600	
COEUR MINING INC 5.125 02/15/29	2,614,000.000	2,511,314.990	
COGENT COMMUNICATIONS GR 7.0 06/15/27	947,000.000	960,642.470	
COINBASE GLOBAL INC 3.375 10/01/28	2,983,000.000	2,729,488.010	
COLGATE ENERGY P 5.875 07/01/29	2,059,000.000	2,051,186.700	
COMMERCIAL METALS CO 4.125 01/15/30	1,356,000.000	1,274,811.500	
COMSTOCK RESOURCES INC 5.875 01/15/30	2,554,000.000	2,416,488.650	
COMSTOCK RESOURCES INC 6.75 03/01/29	1,460,000.000	1,436,570.660	
CONCENTRA ESCROW ISSUER 6.875 07/15/32	489,000.000	505,472.450	
CONDOR MERGER SUB INC 7.375 02/15/30	3,376,000.000	3,288,926.850	
CONSOLIDATED COMMUNICATI 6.5 10/01/28	990,000.000	971,264.940	
CORECIVIC INC 8.25 04/15/29	1,012,000.000	1,077,663.620	
CORNERSTONE BUILDING 6.125 01/15/29	1,028,000.000	862,446.950	
CORNERSTONE BUILDING 9.5 08/15/29	162,000.000	161,027.280	
CORONADO FINANCE PTY LTD 9.25 10/01/29	1,508,000.000	1,551,885.810	
CP ATLAS BUYER INC 7.0 12/01/28	2,693,000.000	2,436,671.330	
CPI CG INC 10.0 07/15/29	985,000.000	1,053,464.390	
CQP HOLDCO LP/BIP-V CHIN 5.5 06/15/31	919,000.000	890,731.460	
CRESCENT ENERGY FINANCE	2,209,000.000	2,191,382.770	

7.375 01/15/33			
CRESCENT ENERGY FINANCE 7.625 04/01/32	1,981,000.000	1,982,463.950	
CRESCENT ENERGY FINANCE 9.25 02/15/28	1,289,000.000	1,358,283.750	
CUSHMAN & WAKEFIELD US 8.875 09/01/31	1,690,000.000	1,832,642.750	
CVR PARTNERS/CVR NITROGE 6.125 06/15/28	1,877,000.000	1,838,540.440	
DANA INC 4.25 09/01/30	1,131,000.000	1,052,335.420	
DANA INC 5.625 06/15/28	881,000.000	879,864.790	
DATADOG INC 0.125 06/15/25	583,000.000	1,069,843.520	
DAVITA INC 4.625 06/01/30	5,240,000.000	4,924,353.850	
DAVITA INC 6.875 09/01/32	1,715,000.000	1,766,086.410	
DELEK LOG PART/FINANCE 7.125 06/01/28	1,434,000.000	1,441,981.640	
DELTA AIR LINES/SKYMILES 4.75 10/20/28	866,793.000	862,311.780	
DIAMOND FRGN/DIAMOND FIN 8.5 10/01/30	1,762,000.000	1,841,422.140	
DIRECTV FIN LLC/COINC 5.875 08/15/27	2,151,000.000	2,123,009.650	
DIRECTV FINANCING LLC 8.875 02/01/30	975,000.000	977,250.300	
DORNOCH DEBT MERGER SUB 6.625 10/15/29	1,670,000.000	1,331,190.540	
DPL INC 4.35 04/15/29	2,572,000.000	2,441,322.820	
DREAM FINDERS HOMES INC 8.25 08/15/28	882,000.000	930,564.680	
DT MIDSTREAM INC 4.125 06/15/29	1,422,000.000	1,352,528.010	
DYCOM INDUSTRIES INC 4.5 04/15/29	943,000.000	900,746.050	
EARTHSTONE ENERGY HOL 8.0 04/15/27	3,070,000.000	3,160,482.100	
EARTHSTONE ENERGY HOL 9.875 07/15/31	1,586,000.000	1,759,318.080	
ECO MATERIAL TECH INC 7.875 01/31/27	1,167,000.000	1,189,464.750	
ELANCO ANIMAL HEALTH INC 4.9 08/28/28	887,000.000	914,677.010	
ELDORADO GOLD CORP 6.25 09/01/29	1,811,000.000	1,801,586.780	
ELWOOD ENERGY LLC 8.159 07/05/26	422,636.500	399,391.490	
EMERALD DEBT MERGER 6.625 12/15/30	4,003,000.000	4,081,986.660	
EMERGENT BIOSOLUTIONS	1,750,000.000	1,412,430.910	

3.875 08/15/28			
EMPIRE RESORTS INC 7.75 11/01/26	1,390,000.000	1,333,962.830	
EMRLD BOR / EMRLD CO-ISS 6.75 07/15/31	946,000.000	975,416.800	
ENCINO ACQUISITION PARTN 8.5 05/01/28	2,073,000.000	2,130,032.340	
ENCINO ACQUISITION PARTN 8.75 05/01/31	927,000.000	982,208.400	
ENERGY TRANSFER LP 05/15/54	764,000.000	815,672.370	
ENERSYS 6.625 01/15/32	1,337,000.000	1,362,225.150	
ENTEGRIS INC 3.625 05/01/29	1,906,000.000	1,758,546.090	
EQM MIDSTREAM PARTNERS L 4.75 01/15/31	963,000.000	925,961.690	
EQM MIDSTREAM PARTNERS L 6.375 04/01/29	874,000.000	891,714.870	
EQM MIDSTREAM PARTNERS L 7.5 06/01/30	1,657,000.000	1,795,376.070	
EQUIPMENTSHARE.COM INC 8.625 05/15/32	933,000.000	988,213.050	
EQUIPMENTSHARE.COM INC 9.0 05/15/28	3,120,000.000	3,275,041.780	
ESAB CORP 6.25 04/15/29	855,000.000	872,711.320	
EVERARC ESCROW SARL 5.0 10/30/29	1,534,000.000	1,458,328.830	
FIRST HORIZON BANK 5.75 05/01/30	987,000.000	994,942.650	
FIRST QUANTUM MINERALS L 8.625 06/01/31	2,176,000.000	2,263,390.320	
FIRSTCASH INC 5.625 01/01/30	968,000.000	944,201.810	
FLUTTER TREASURY DAC 6.375 04/29/29	1,853,000.000	1,898,441.110	
FMG RESOURCES AUG 2006 4.375 04/01/31	2,028,000.000	1,877,402.740	
FMG RESOURCES AUG 2006 6.125 04/15/32	2,232,000.000	2,266,352.290	
FOOT LOCKER INC 4.0 10/01/29	1,122,000.000	972,715.990	
FORESTAR GROUP INC 5.0 03/01/28	973,000.000	950,131.860	
FORTRESS TRANS & INFRAST 5.5 05/01/28	2,781,000.000	2,760,124.680	
FORTRESS TRANS & INFRAST 7.0 05/01/31	1,310,000.000	1,360,619.710	
FORTRESS TRANS & INFRAST 7.875 12/01/30	1,640,000.000	1,746,421.240	
FORWARD AIR CORP 9.5 10/15/31	1,465,000.000	1,564,086.710	

FREEDOM MORTGAGE CORP 12.0 10/01/28	1,770,000.000	1,927,034.400	
FREEDOM MORTGAGE CORP 12.25 10/01/30	348,000.000	389,552.240	
FREEDOM MORTGAGE HOLD 9.125 05/15/31	1,665,000.000	1,742,030.130	
FREEDOM MORTGAGE HOLD 9.25 02/01/29	963,000.000	1,008,302.430	
FRESHPET INC 3.0 04/01/28	430,000.000	987,425.210	
FRONT RANGE BIDCO INC 4.0 03/01/27	1,441,000.000	1,365,920.870	
FRONTIER COMMUNICATIONS 5.0 05/01/28	1,871,000.000	1,865,078.280	
FRONTIER COMMUNICATIONS 5.875 10/15/27	1,432,000.000	1,435,508.400	
FRONTIER COMMUNICATIONS 6.0 01/15/30	1,650,000.000	1,660,749.740	
FRONTIER COMMUNICATIONS 8.75 05/15/30	1,800,000.000	1,924,555.510	
FULL HOUSE RESORTS INC 8.25 02/15/28	1,019,000.000	1,013,674.780	
FXI HOLDINGS INC 12.25 11/15/26	782,000.000	769,253.930	
FXI HOLDINGS INC 12.25 11/15/26	357,000.000	349,456.590	
GAP INC/THE 3.625 10/01/29	1,033,000.000	944,073.870	
GARDA WORLD SECURITY 8.375 11/15/32	2,212,000.000	2,288,050.770	
GATES CORPORATION 6.875 07/01/29	790,000.000	813,906.190	
GENESIS ENERGY LP/FIN 8.25 01/15/29	1,021,000.000	1,047,736.920	
GENESIS ENERGY LP/FIN 8.875 04/15/30	1,734,000.000	1,799,470.830	
GENTING NY LLC/GENNY CAP 7.25 10/01/29	1,686,000.000	1,750,885.080	
GEO GROUP INC/THE 10.25 04/15/31	1,069,000.000	1,168,599.790	
GFL ENVIRONMENTAL INC 6.75 01/15/31	1,816,000.000	1,890,554.060	
GGAM FINANCE LTD 6.875 04/15/29	840,000.000	864,801.840	
GGAM FINANCE LTD 8.0 06/15/28	840,000.000	892,859.520	
GLOBAL AUTO HO/AAG FH UK 11.5 08/15/29	674,000.000	678,153.620	
GLOBAL AUTO HO/AAG FH UK 8.375 01/15/29	987,000.000	900,945.440	
GLOBAL MARINE INC 7.0	1,010,000.000	955,467.270	

06/01/28			
GLOBAL MEDICAL RESPONSE 6.5 10/01/25	1,147,000.000	1,131,177.130	
GLOBAL PART/GLP FINANCE 8.25 01/15/32	1,681,000.000	1,776,828.760	
GO DADDY OPCO/FINCO 3.5 03/01/29	985,000.000	918,407.090	
GOODYEAR TIRE & RUBBER 5.25 07/15/31	1,056,000.000	980,913.140	
GPC MERGER SUB INC 7.125 08/15/28	994,000.000	996,098.330	
GRANITE CONSTRUCTION INC 3.75 05/15/28	455,000.000	990,080.000	
GRAY ESCROW II INC 5.375 11/15/31	1,395,000.000	839,337.290	
GRAY TELEVISION INC 10.5 07/15/29	897,000.000	909,808.880	
GRAY TELEVISION INC 7.0 05/15/27	994,000.000	974,550.280	
GREAT LAKES DREDGE&DOCK 5.25 06/01/29	1,592,000.000	1,506,218.060	
GRIFFON CORPORATION 5.75 03/01/28	1,703,000.000	1,686,691.880	
GROUP 1 AUTOMOTIVE INC 6.375 01/15/30	990,000.000	1,005,525.180	
GRUBHUB HOLDINGS INC 5.5 07/01/27	1,586,000.000	1,458,530.000	
GUIDEWIRE SOFTWARE INC 1.25 03/15/25	663,000.000	1,033,285.500	
GULFPORT ENERGY CORP 6.75 09/01/29	1,454,000.000	1,485,115.600	
GYP HOLDINGS III CORP 4.625 05/01/29	1,007,000.000	960,170.360	
HARSCO CORP 5.75 07/31/27	777,000.000	747,606.230	
HARVEST MIDSTREAM I LP 7.5 05/15/32	1,487,000.000	1,535,929.730	
HEALTH EQUITY INC 4.5 10/01/29	980,000.000	935,142.630	
HECLA MINING CO 7.25 02/15/28	2,530,000.000	2,569,981.540	
HELIOS SOFT/ION CORP SOL 8.75 05/01/29	716,000.000	740,447.820	
HELIX ENERGY SOLUTIONS 9.75 03/01/29	2,174,000.000	2,365,114.160	
HERENS HOLDCO SARL 4.75 05/15/28	3,384,000.000	3,183,913.520	
HESS MIDSTREAM OPERATION 5.125 06/15/28	876,000.000	864,852.100	
HILCORP ENERGY I/HILCORP 6.0 02/01/31	1,970,000.000	1,874,803.870	

HILCORP ENERGY I/HILCORP 8.375 11/01/33	1,760,000.000	1,855,705.310	
HILTON DOMESTIC OPERATIN 4.0 05/01/31	2,623,000.000	2,422,049.340	
HILTON DOMESTIC OPERATIN 5.875 03/15/33	1,383,000.000	1,394,814.960	
HILTON GRAND VAC BOR ESC 6.625 01/15/32	1,119,000.000	1,139,701.500	
HLF FIN SARL LLC/HERBALI 12.25 04/15/29	945,000.000	1,003,344.050	
HOWDEN UK REFINANCE / US 7.25 02/15/31	1,018,000.000	1,037,484.520	
HOWDEN UK REFINANCE / US 8.125 02/15/32	1,420,000.000	1,447,636.040	
HRT DNT / HRT DNT FIN 10.5 04/30/28	2,170,000.000	2,306,792.450	
HUB INTERNATIONAL LTD 7.375 01/31/32	1,312,000.000	1,344,716.030	
HUBSPOT INC 0.375 06/01/25	391,000.000	1,023,638.000	
HUDBAY MINERALS INC 4.5 04/01/26	1,270,000.000	1,253,890.160	
HUDBAY MINERALS INC 6.125 04/01/29	902,000.000	909,707.590	
HUDSON AUTOMOTIVE GROUP 8.0 05/15/32	1,122,000.000	1,182,593.610	
HUGHES SATELLITE SYSTEMS 5.25 08/01/26	2,478,000.000	2,253,058.960	
HUGHES SATELLITE SYSTEMS 6.625 08/01/26	3,692,000.000	2,926,246.290	
HUNT COS INC 5.25 04/15/29	1,749,000.000	1,667,935.910	
HUSKY INJECTION / TITAN 9.0 02/15/29	956,000.000	998,610.820	
IAMGOLD CORP 5.75 10/15/28	1,006,000.000	987,099.940	
IHO VERWALTUNGS GMBH 05/15/29	1,369,824.000	1,327,319.580	
IHO VERWALTUNGS GMBH 11/15/32	1,812,000.000	1,822,654.560	
II-VI INC 5.0 12/15/29	1,966,000.000	1,910,918.540	
ILFC E-CAPITAL TRUST I 12/21/65	879,000.000	723,219.840	
ILFC E-CAPITAL TRUST II 12/21/65	788,000.000	654,175.770	
ILIAD HOLDING SAS 7.0 10/15/28	2,079,000.000	2,121,769.530	
ILIAD HOLDING SAS 8.5 04/15/31	929,000.000	992,687.580	
IMOLA MERGER CORP 4.75 05/15/29	984,000.000	945,456.970	

INDEPENDENT BANK GRP INC 08/15/34	1, 143, 000. 000	1, 165, 860. 000	
INEOS FINANCE PLC 7. 5 04/15/29	911, 000. 000	948, 739. 080	
INGLES MARKETS INC 4. 0 06/15/31	3, 199, 000. 000	2, 877, 227. 560	
INTEGER HOLDINGS CORP 2. 125 02/15/28	590, 000. 000	987, 365. 000	
INTERNATIONAL GAME TECH 5. 25 01/15/29	1, 334, 000. 000	1, 315, 134. 690	
INTESA SANPAOLO SPA 06/01/32	1, 665, 000. 000	1, 484, 868. 640	
ION TRADING TECHNOLOGIES 5. 75 05/15/28	848, 000. 000	799, 741. 950	
ION TRADING TECHNOLOGIES 9. 5 05/30/29	965, 000. 000	1, 004, 502. 270	
IRIS ESCROW ISSUER CORP 10. 0 12/15/28	2, 232, 000. 000	2, 106, 904. 640	
IRON MOUNTAIN INC 5. 25 07/15/30	1, 495, 000. 000	1, 449, 855. 620	
IRON MOUNTAIN INC 5. 625 07/15/32	4, 571, 000. 000	4, 481, 805. 100	
IRON MOUNTAIN INC 6. 25 01/15/33	1, 057, 000. 000	1, 069, 768. 560	
IRON MOUNTAIN INC 7. 0 02/15/29	846, 000. 000	874, 856. 200	
JACOBS ENTERTAINMENT INC 6. 75 02/15/29	1, 393, 000. 000	1, 361, 082. 880	
JANE STREET GRP/JSG FIN 4. 5 11/15/29	926, 000. 000	889, 660. 230	
JANE STREET GRP/JSG FIN 7. 125 04/30/31	2, 855, 000. 000	2, 978, 133. 520	
JB POINDEXTER & CO INC 8. 75 12/15/31	1, 787, 000. 000	1, 910, 635. 380	
JEFFERSON CAPITAL HOLDIN 6. 0 08/15/26	1, 579, 000. 000	1, 581, 259. 540	
JELD-WEN INC 4. 875 12/15/27	1, 564, 000. 000	1, 515, 858. 800	
JONES DESLAURIERS INSURA 10. 5 12/15/30	1, 650, 000. 000	1, 785, 942. 090	
JONES DESLAURIERS INSURA 8. 5 03/15/30	1, 051, 000. 000	1, 118, 829. 430	
KBR INC 4. 75 09/30/28	1, 113, 000. 000	1, 064, 325. 110	
KENNEDY-WILSON INC 4. 75 02/01/30	1, 121, 000. 000	1, 024, 223. 490	
KENNEDY-WILSON INC 5. 0 03/01/31	1, 121, 000. 000	1, 014, 551. 280	
KEYCORP 09/15/26	1, 049, 000. 000	1, 030, 650. 470	
KITE REALTY GROUP LP 0. 75 04/01/27	897, 000. 000	1, 016, 390. 700	
KNIFE RIVER CORP 7. 75	999, 000. 000	1, 054, 097. 840	

05/01/31			
KODIAK GAS SERVICES LLC 7.25 02/15/29	904,000.000	935,142.800	
KOSMOS ENERGY LTD 7.5 03/01/28	715,000.000	682,244.260	
KRAKEN OIL & GAS PARTNER 7.625 08/15/29	1,037,000.000	1,025,742.690	
L BRANDS INC 5.25 02/01/28	1,323,000.000	1,322,102.470	
LABL INC 10.5 07/15/27	561,000.000	554,540.730	
LABL INC 8.625 10/01/31	2,038,000.000	1,922,150.900	
LABL INC 9.5 11/01/28	2,288,000.000	2,310,653.470	
LADDER CAP FIN LLLP/CORP 7.0 07/15/31	1,001,000.000	1,041,483.470	
LAMB WESTON HLD 4.125 01/31/30	3,180,000.000	2,980,095.220	
LANDSEA HOMES CORP 8.875 04/01/29	1,423,000.000	1,462,004.430	
LAREDO PETROLEUM INC 7.75 07/31/29	1,104,000.000	1,108,495.480	
LBM ACQUISITION LLC 6.25 01/15/29	1,063,000.000	993,331.160	
LCM INVESTMENTS HOLDINGS 4.875 05/01/29	2,026,000.000	1,930,117.910	
LCM INVESTMENTS HOLDINGS 8.25 08/01/31	921,000.000	971,764.590	
LEEWARD RENEWABL 4.25 07/01/29	1,413,000.000	1,315,191.820	
LEVEL 3 FINANCING INC 3.625 01/15/29	1,620,000.000	1,351,497.580	
LEVEL 3 FINANCING INC 4.5 04/01/30	1,163,059.000	1,007,390.990	
LEVIATHAN BOND LTD 6.75 06/30/30	1,016,000.000	969,029.300	
LFS TOPCO LLC 5.875 10/15/26	1,004,000.000	988,182.960	
LGI HOMES INC 8.75 12/15/28	2,265,000.000	2,417,640.590	
LIFE TIME INC 6.0 11/15/31	983,000.000	989,684.830	
LIFEPOINT HEALTH INC 10.0 06/01/32	2,067,000.000	2,172,185.480	
LIFEPOINT HEALTH INC 11.0 10/15/30	1,076,000.000	1,197,011.260	
LIFEPOINT HEALTH INC 5.375 01/15/29	2,304,000.000	2,059,270.480	
LIFEPOINT HEALTH INC 9.875 08/15/30	903,000.000	983,832.940	
LIGHTNING POWER LLC 7.25 08/15/32	2,811,000.000	2,950,993.120	
LIMAK ISKENDERUN 9.5	1,843,150.730	1,769,885.470	

07/10/36			
LSB INDUSTRIES 6.25 10/15/28	1,415,000.000	1,381,690.040	
LUMEN TECHNOLOGIES INC 4.125 04/15/29	5,499,311.000	5,046,776.180	
LUMEN TECHNOLOGIES INC 4.125 04/15/30	321,507.000	292,912.160	
LUMEN TECHNOLOGIES INC 4.5 01/15/29	3,126,000.000	2,761,258.320	
LUMEN TECHNOLOGIES INC 5.375 06/15/29	1,428,000.000	1,262,118.430	
LUMEN TECHNOLOGIES INC 7.6 09/15/39	51,000.000	43,032.050	
LUMEN TECHNOLOGIES INC 7.65 03/15/42	536,000.000	452,384.000	
M/A-COM TECH SOLUTIONS 0.25 03/15/26	678,000.000	1,162,261.500	
M/I HOMES INC 4.95 02/01/28	2,256,000.000	2,229,645.390	
MACY'S RETAIL HLDGS LLC 5.875 04/01/29	938,000.000	924,476.470	
MADISON IAQ LLC 4.125 06/30/28	1,902,000.000	1,830,278.220	
MADISON IAQ LLC 5.875 06/30/29	3,135,000.000	3,022,865.090	
MAGIC MERGERCO INC 7.875 05/01/29	1,092,000.000	656,176.460	
MAGNOLIA OIL GAS/MAG FIN 6.875 12/01/32	1,625,000.000	1,632,137.000	
MAKEMYTRIP LIMITED 02/15/28	406,000.000	1,274,231.000	
MASTERBRAND INC 7.0 07/15/32	939,000.000	970,233.940	
MATADOR RESOURCES CO 6.5 04/15/32	989,000.000	992,257.760	
MATADOR RESOURCES CO 6.875 04/15/28	1,358,000.000	1,392,428.010	
MATIV HOLDINGS INC 8.0 10/01/29	1,004,000.000	1,013,176.560	
MAUSER PACKAGING SOLUT 7.875 08/15/26	883,000.000	889,825.590	
MAUSER PACKAGING SOLUT 9.25 04/15/27	2,457,000.000	2,520,444.630	
MAXIM CRANE WORKS LLC 11.5 09/01/28	1,281,000.000	1,378,382.900	
MC BRAZIL DWNSTRM 7.25 06/30/31	1,702,210.400	1,468,849.060	
MCGRAW-HILL EDUCATION 5.75 08/01/28	1,963,000.000	1,943,087.310	
MCGRAW-HILL EDUCATION 7.375 09/01/31	568,000.000	592,659.720	

MEG ENERGY CORP 5.875 02/01/29	3,172,000.000	3,150,464.280	
MERCER INTL INC 12.875 10/01/28	498,000.000	537,767.780	
MERCER INTL INC 5.125 02/01/29	1,765,000.000	1,534,459.370	
METHANEX CORP 5.25 12/15/29	914,000.000	894,085.580	
MGM CHINA HOLDINGS LTD 7.125 06/26/31	954,000.000	971,967.060	
MICROSTRATEGY INC 02/15/27	197,000.000	551,550.750	
MIDWEST GAMING BORROWER 4.875 05/01/29	1,903,000.000	1,823,062.720	
MINERAL RESOURCES LTD 8.5 05/01/30	868,000.000	896,907.850	
MINERALS TECHNOLOGIES IN 5.0 07/01/28	1,380,000.000	1,343,257.490	
MINERVA MERGER SUB INC 6.5 02/15/30	2,079,000.000	1,987,794.870	
MIRABELA NICKEL 144-A 1%	52,225.950	0.000	
MIWD HLDCO II/MIWD FIN 5.5 02/01/30	2,107,000.000	2,037,091.350	
MOLINA HEALTHCARE INC 3.875 05/15/32	1,080,000.000	962,534.560	
MOLINA HEALTHCARE INC 3.875 11/15/30	1,016,000.000	929,463.620	
MOLINA HEALTHCARE INC 4.375 06/15/28	1,819,000.000	1,753,968.190	
MOSS CREEK RESOURCES HLD 8.25 09/01/31	964,000.000	950,389.150	
MOZART DEBT MERGER SUB 3.875 04/01/29	3,941,000.000	3,710,302.100	
MUELLER WATER PRODUCTS 4.0 06/15/29	1,457,000.000	1,370,740.860	
NABORS INDUSTRIES INC 8.875 08/15/31	1,961,000.000	1,860,950.750	
NATIONSTAR MTG HLD INC 6.5 08/01/29	1,178,000.000	1,189,150.940	
NATIONSTAR MTG HLD INC 7.125 02/01/32	3,205,000.000	3,325,049.670	
NAVIENT CORP 11.5 03/15/31	1,880,000.000	2,148,009.040	
NAVIENT CORP 4.875 03/15/28	1,395,000.000	1,343,346.320	
NAVIENT CORP 5.5 03/15/29	952,000.000	919,001.940	
NAVIENT CORP 5.625 08/01/33	2,262,000.000	2,032,483.900	
NAVIENT CORP 9.375 07/25/30	851,000.000	939,530.370	

NCL CORPORATION LTD 5.875 02/15/27	936,000.000	940,439.610	
NCL CORPORATION LTD 5.875 03/15/26	1,914,000.000	1,918,612.740	
NCL CORPORATION LTD 8.125 01/15/29	1,333,000.000	1,417,348.240	
NCR ATLEOS ESCROW CORP 9.5 04/01/29	888,000.000	976,521.160	
NESCO HOLDINGS II INC 5.5 04/15/29	1,127,000.000	1,078,670.320	
NEW ENTERPRISE STONE & L 9.75 07/15/28	1,120,000.000	1,152,306.390	
NEWELL BRANDS INC 04/01/36	1,076,000.000	1,121,240.420	
NEWELL BRANDS INC 4.2 04/01/26	563,000.000	567,060.910	
NEWELL BRANDS INC 6.625 09/15/29	964,000.000	999,439.310	
NEWMARK GROUP INC 7.5 01/12/29	1,815,000.000	1,932,878.680	
NEXSTAR MEDIA INC 4.75 11/01/28	1,051,000.000	998,548.890	
NGL ENERGY PARTNERS LP 8.375 02/15/32	1,645,000.000	1,684,720.970	
NINE ENERGY SERVICE INC 13.0 02/01/28	955,000.000	699,273.530	
NOBLE FINANCE II LLC 8.0 04/15/30	2,001,000.000	2,048,835.920	
NORDSTROM INC 4.0 03/15/27	900,000.000	873,267.300	
NORTHRIVER MIDSTREAM FIN 6.75 07/15/32	1,217,000.000	1,250,347.010	
NORTONLIFELOCK INC 7.125 09/30/30	1,598,000.000	1,656,784.010	
NOVELIS CORP 3.875 08/15/31	3,211,000.000	2,841,920.040	
NRG ENERGY INC 03/15/28	1,743,000.000	1,942,834.950	
NRG ENERGY INC 2.75 06/01/48	404,000.000	974,448.000	
NRG ENERGY INC 5.25 06/15/29	707,000.000	695,819.990	
NRG ENERGY INC 6.0 02/01/33	1,472,000.000	1,472,688.160	
NRG ENERGY INC 7.0 03/15/33	1,397,000.000	1,545,851.740	
NY COMMUNITY BANCORP INC 11/06/28	756,000.000	723,210.390	
OCEANEERING INTL INC 6.0 02/01/28	2,490,000.000	2,466,568.090	
OCEANEERING INTL INC 6.0 02/01/28	660,000.000	653,789.130	

OLYMPUS WTR US HLDG CORP 7.25 06/15/31	1,204,000.000	1,247,569.750	
OLYMPUS WTR US HLDG CORP 9.75 11/15/28	1,827,000.000	1,950,945.500	
ON SEMICONDUCTOR CORP 3.875 09/01/28	924,000.000	876,825.080	
ONEMAIN FINANCE CORP 7.125 11/15/31	1,233,000.000	1,276,860.270	
ONEMAIN FINANCE CORP 7.5 05/15/31	3,483,000.000	3,660,772.320	
ONEMAIN FINANCE CORP 9.0 01/15/29	1,710,000.000	1,825,642.160	
ORGANON & CO/ORGANON FOR 7.875 05/15/34	4,581,000.000	4,753,913.940	
ORGANON FINANCE 1 LLC 5.125 04/30/31	1,039,000.000	956,134.840	
OSCAR ACQUISITIONCO LLC 9.5 04/15/30	964,000.000	916,562.610	
OSI SYSTEMS INC 2.25 08/01/29	909,000.000	1,032,260.400	
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C 4.25 01/15/29	1,972,000.000	1,866,892.600	
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C 7.375 02/15/31	1,829,000.000	1,935,553.880	
OWENS & MINOR INC 6.625 04/01/30	1,624,000.000	1,574,898.020	
P&L DEV LLC/PLD FIN CORP 05/15/29	963,918.000	998,479.270	
PACTIV EVERGREEN GROUP 4.0 10/15/27	945,000.000	920,047.710	
PACTIV LLC 7.95 12/15/25	2,718,000.000	2,786,731.910	
PALO ALTO NETWORKS 0.375 06/01/25	251,000.000	1,025,711.500	
PAN AMERICAN ENERGY LLC 8.5 04/30/32	1,898,000.000	2,016,672.450	
PANTHER ESCROW ISSUER 7.125 06/01/31	1,124,000.000	1,155,880.010	
PARK INTERMED HOLDINGS 4.875 05/15/29	1,975,000.000	1,903,012.320	
PARK INTERMED HOLDINGS 7.0 02/01/30	1,278,000.000	1,315,758.510	
PARK RIVER HOLDINGS INC 5.625 02/01/29	531,000.000	465,102.100	
PARK RIVER HOLDINGS INC 6.75 08/01/29	1,831,000.000	1,643,154.410	
PARK-OHIO INDUSTRIES INC 6.625 04/15/27	1,941,000.000	1,917,139.250	
PARKLAND CORP 6.625 08/15/32	1,923,000.000	1,948,612.430	
PARSONS CORP 0.25 08/15/25	399,000.000	867,775.120	

PATRICK INDUSTRIES INC 6.375 11/01/32	960,000.000	958,750.080	
PBF HOLDING CO LLC 6.0 02/15/28	908,000.000	892,643.070	
PBF HOLDING CO LLC 7.875 09/15/30	962,000.000	967,230.390	
PENN NATIONAL GA 4.125 07/01/29	2,128,000.000	1,955,587.500	
PENNYMAC FIN SVCS INC 5.75 09/15/31	2,957,000.000	2,874,822.570	
PENNYMAC FIN SVCS INC 7.125 11/15/30	963,000.000	990,501.350	
PENNYMAC FIN SVCS INC 7.875 12/15/29	991,000.000	1,051,180.450	
PERFORMANCE FOOD GROUP I 6.125 09/15/32	1,093,000.000	1,107,560.940	
PERMIAN RESOURC OPTG LLC 6.25 02/01/33	710,000.000	716,345.270	
PERRIGO FINANCE UNLIMITE 06/15/30	5,098,000.000	4,903,259.450	
PERRIGO FINANCE UNLIMITE 6.125 09/30/32	810,000.000	813,035.470	
PETSMART INC/PETSMART FI 4.75 02/15/28	783,000.000	753,205.980	
PETSMART INC/PETSMART FI 7.75 02/15/29	2,745,000.000	2,692,958.900	
PG&E CORP 03/15/55	986,000.000	1,025,445.910	
PICARD MIDCO INC 6.5 03/31/29	4,161,000.000	4,124,036.540	
PIEDMONT OPERATING PARTN 6.875 07/15/29	1,697,000.000	1,760,139.080	
PIKE CORP 5.5 09/01/28	1,950,000.000	1,918,343.480	
PITNEY BOWES INC 7.25 03/15/29	960,000.000	953,990.670	
PMHC II INC 9.0 02/15/30	1,077,000.000	1,024,889.350	
POPULAR INC 7.25 03/13/28	1,415,000.000	1,476,989.730	
PORT OF NEWCASTLE INVEST 5.9 11/24/31	2,479,000.000	2,382,261.010	
POST HOLDINGS INC 4.625 04/15/30	1,015,000.000	960,357.370	
PRA GROUP INC 5.0 10/01/29	1,094,000.000	1,015,696.400	
PRA GROUP INC 8.875 01/31/30	1,355,000.000	1,426,080.820	
PRECISION DRILLING CORP 6.875 01/15/29	2,228,000.000	2,232,227.800	
PT SORIK MAR GEO POW 7.75 08/05/31	1,180,000.000	1,164,869.670	
RAIN CARBON INC 12.25 09/01/29	2,216,000.000	2,371,221.400	

RAIN CII CARBON LLC/CII 7.25 04/01/25	48,000.000	47,699.760	
RAISING CANE'S RESTAURAN 9.375 05/01/29	944,000.000	1,017,995.440	
RAKUTEN GROUP INC 9.75 04/15/29	1,776,000.000	1,955,941.570	
RAND PARENT LLC 8.5 02/15/30	2,780,000.000	2,829,361.640	
RANGE RESOURCES CORP 4.75 02/15/30	957,000.000	914,587.570	
RAVEN ACQUISITION HOLDIN 6.875 11/15/31	2,614,000.000	2,623,815.830	
REAL HERO MERGER SUB 2 6.25 02/01/29	1,601,000.000	1,413,936.420	
REDWOOD STAR MERGER SUB 8.75 04/01/30	1,345,000.000	1,392,072.280	
RESIDEO FUNDING INC 4.0 09/01/29	1,848,000.000	1,720,066.100	
RESIDEO FUNDING INC 6.5 07/15/32	1,586,000.000	1,625,402.580	
RESORTS WORLD/RWLV CAP 4.625 04/06/31	1,800,000.000	1,559,509.020	
RHP HOTEL PPTY/RHP FINAN 7.25 07/15/28	1,196,000.000	1,241,461.890	
RINGCENTRAL INC 8.5 08/15/30	979,000.000	1,044,940.540	
RITCHIE BROS AUCTIONEERS 7.75 03/15/31	835,000.000	885,190.170	
ROBLOX CORP 3.875 05/01/30	2,474,000.000	2,271,787.080	
ROCKCLIFF ENERGY II LLC 5.5 10/15/29	2,812,000.000	2,663,603.730	
ROCKET SOFTWARE INC 6.5 02/15/29	1,038,000.000	995,552.520	
ROLLER BEARING CO OF AME 4.375 10/15/29	968,000.000	918,408.760	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 4.25 07/01/26	2,200,000.000	2,167,699.140	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6.0 02/01/33	1,419,000.000	1,439,669.700	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES 6.25 03/15/32	917,000.000	941,649.870	
SABRE GLBL INC 11.25 12/15/27	615,000.000	661,086.250	
SABRE GLBL INC 8.625 06/01/27	2,044,000.000	2,012,860.040	
SATURN OIL & GAS INC 9.625 06/15/29	1,294,000.000	1,299,080.210	
SEA LTD 2.375 12/01/25	881,000.000	1,192,433.500	
SEADRILL FINANCE LTD 8.375 08/01/30	871,000.000	893,249.690	

SEAGATE HDD CAYMAN 8.5 07/15/31	846,000.000	913,443.500	
SEALED AIR CORP 5.0 04/15/29	838,000.000	815,945.260	
SEALED AIR CORP 6.125 02/01/28	690,000.000	698,793.360	
SEALED AIR CORP 6.5 07/15/32	1,349,000.000	1,389,204.240	
SEASPAN CORP 5.5 08/01/29	2,185,000.000	2,077,774.810	
SEAWORLD PARKS & ENTERTA 5.25 08/15/29	1,823,000.000	1,771,454.660	
SEMTECH CORP 1.625 11/01/27	758,000.000	1,421,250.000	
SHEA HOMES LP/FNDG CP 4.75 02/15/28	958,000.000	932,316.380	
SHELF DRILL HOLD LTD 9.625 04/15/29	1,038,000.000	889,123.590	
SHIMAO GROUP HOLDINGS LT 5.2 01/16/27	1,960,000.000	125,636.000	
SIGMA HOLDCO BV 7.875 05/15/26	1,055,000.000	1,050,505.480	
SIMMONS FOOD INC/SIMMONS 4.625 03/01/29	1,029,000.000	961,561.390	
SINCLAIR TELEVISION GROU 4.125 12/01/30	644,000.000	512,382.490	
SITIO ROYAL OP / SIT FIN 7.875 11/01/28	1,295,000.000	1,352,481.150	
SM ENERGY CO 6.625 01/15/27	914,000.000	917,411.040	
SM ENERGY CO 6.75 08/01/29	1,150,000.000	1,158,876.820	
SM ENERGY CO 7.0 08/01/32	1,265,000.000	1,272,025.770	
SMYRNA READY MIX CONCRET 8.875 11/15/31	1,421,000.000	1,521,505.660	
SOTHEBY'S 7.375 10/15/27	2,121,000.000	2,113,646.620	
SOUTH BOW CAN INFRA HOLD 03/01/55	961,000.000	999,433.270	
SOUTHWESTERN ENERGY CO 5.375 02/01/29	1,061,000.000	1,058,546.830	
SPCM SA 3.375 03/15/30	2,927,000.000	2,641,748.020	
SPECIALTY BUILDING PRODU 7.75 10/15/29	834,000.000	862,633.720	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC 4.6 06/15/28	879,000.000	842,039.280	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC 9.75 11/15/30	1,024,000.000	1,142,254.590	
SRM ESCROW ISSUER LLC 6.0 11/01/28	2,253,000.000	2,243,532.410	
STANDARD INDUSTRIES INC	1,129,000.000	999,524.090	

3.375 01/15/31			
STAPLES INC 10.75 09/01/29	2,410,000.000	2,386,382.720	
STAPLES INC 12.75 01/15/30	1,624,864.000	1,339,944.790	
STAR PARENT INC 9.0 10/01/30	887,000.000	924,088.940	
STENA INTERNATIONAL SA 7.25 01/15/31	977,000.000	1,007,663.140	
STENA INTERNATIONAL SA 7.625 02/15/31	873,000.000	907,295.800	
STL HOLDING CO LLC 8.75 02/15/29	1,356,000.000	1,448,795.140	
STONEX GROUP INC 7.875 03/01/31	1,281,000.000	1,359,160.210	
STRATHCONA RESOURCES 6.875 08/01/26	2,028,000.000	2,029,620.370	
STRIDE INC 1.125 09/01/27	542,000.000	1,152,292.000	
STUDIO CITY FINANCE LTD 5.0 01/15/29	1,064,000.000	972,842.640	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN 7.25 01/15/31	668,000.000	715,126.730	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 09/30/25	73,976.000	10,785.680	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 09/30/26	74,155.000	10,288.990	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 09/30/27	148,671.000	19,701.860	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 09/30/28	1,765,976.000	570,533.850	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 09/30/28	223,546.000	29,313.560	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 09/30/29	224,088.000	27,634.070	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 09/30/30	105,523.000	12,471.540	
SUNCOKE ENERGY INC 4.875 06/30/29	2,352,000.000	2,180,083.480	
SUNNOVA ENERGY CORP 5.875 09/01/26	1,082,000.000	943,644.200	
SUNOCO LP/FINANCE CORP 7.0 09/15/28	871,000.000	902,212.210	
SYNAPTICS INC 4.0 06/15/29	2,120,000.000	1,966,801.360	
SYNCHRONY FINANCIAL 7.25 02/02/33	2,287,000.000	2,431,455.010	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC 8.625 06/01/30	974,000.000	1,051,235.540	
TALOS PRODUCTION INC 9.0 02/01/29	899,000.000	934,066.380	

TALOS PRODUCTION INC 9.375 02/01/31	860,000.000	896,187.940	
TASEKO MINES LTD 8.25 05/01/30	1,711,000.000	1,776,295.180	
TAYLOR MORRISON COMM 5.875 06/15/27	961,000.000	972,239.750	
TEGNA INC 5.0 09/15/29	988,000.000	936,343.690	
TENET HEALTHCARE CORP 6.125 06/15/30	952,000.000	960,839.310	
TENET HEALTHCARE CORP 6.125 10/01/28	963,000.000	966,690.210	
TENNECO INC 8.0 11/17/28	1,058,000.000	1,004,476.260	
TEREX CORP 5.0 05/15/29	1,362,000.000	1,323,864.390	
TERRAFORM POWER OPERATIN 4.75 01/15/30	1,036,000.000	980,248.370	
TEVA PHARMACEUTICALS NE 3.15 10/01/26	1,475,000.000	1,415,707.680	
TEXAS CAPITAL BANCSHARES 05/06/31	1,344,000.000	1,292,094.360	
TEXAS CAPITAL BANK NA 5.25 01/31/26	1,611,000.000	1,586,027.300	
TIDEWATER INC 10.375 07/03/28	800,000.000	848,958.520	
TRANSDIGM INC 4.625 01/15/29	2,719,000.000	2,589,222.300	
TRANSDIGM INC 6.625 03/01/32	329,000.000	339,260.440	
TRANSDIGM INC 6.875 12/15/30	1,264,000.000	1,306,456.490	
TRANSOCEAN AQUILA LTD 8.0 09/30/28	621,769.230	639,400.740	
TRANSOCEAN INC 6.8 03/15/38	2,036,000.000	1,680,694.960	
TRANSOCEAN INC 7.5 04/15/31	1,039,000.000	975,938.710	
TRANSOCEAN INC 8.25 05/15/29	928,000.000	933,456.640	
TREEHOUSE FOODS INC 4.0 09/01/28	1,481,000.000	1,349,705.330	
TRI POINTE GROUP INC 5.25 06/01/27	971,000.000	964,709.370	
TRIDENT TPI HOLDINGS INC 12.75 12/31/28	769,000.000	855,639.380	
TRINET GROUP INC 7.125 08/15/31	867,000.000	891,950.520	
TRIUMPH GROUP INC 9.0 03/15/28	1,271,000.000	1,334,114.320	
TRIVIUM PACKAGING FIN 08/15/27	979,000.000	977,529.930	
TRULIEVE CANNABIS CORP 8.0 10/06/26	1,892,000.000	1,851,000.360	

TURNING POINT BRANDS INC 5.625 02/15/26	947,000.000	948,282.600	
TWILIO INC 3.625 03/15/29	1,863,000.000	1,741,981.820	
TYLER TECHNOLOGIES INC 0.25 03/15/26	800,000.000	1,036,400.000	
UBS GROUP AG 04/12/31	735,000.000	779,166.880	
UBS GROUP AG 11/13/28	307,000.000	336,025.310	
UNITED AIRLINES INC 4.375 04/15/26	785,000.000	776,382.890	
UNITED AIRLINES INC 4.625 04/15/29	2,707,000.000	2,619,694.330	
UNITED NATURAL FOODS INC 6.75 10/15/28	1,019,000.000	1,007,382.120	
UNITED RENTALS NORTH AM 4.875 01/15/28	840,000.000	830,212.060	
UNITI GROUP/CSL CAPITAL 10.5 02/15/28	914,000.000	976,338.450	
UNITI GRP/UNITI HLD/CSL 6.0 01/15/30	1,191,000.000	1,031,231.630	
UNIVISION COMMUNICATIONS 7.375 06/30/30	3,084,000.000	3,007,604.360	
UNIVISION COMMUNICATIONS 8.5 07/31/31	981,000.000	985,078.010	
UPC BROADBAND FINCO BV 4.875 07/15/31	2,122,000.000	1,975,019.650	
US ACUTE CARE SOLUTIONS 9.75 05/15/29	1,397,000.000	1,442,413.070	
US FOODS INC 4.625 06/01/30	1,930,000.000	1,850,328.220	
USA COM PART/USA COM FIN 6.875 09/01/27	918,000.000	926,404.290	
USA COM PART/USA COM FIN 7.125 03/15/29	746,000.000	768,121.130	
VALARIS LTD 8.375 04/30/30	1,514,000.000	1,530,392.070	
VALLOUREC SACA 7.5 04/15/32	1,018,000.000	1,072,675.760	
VENTURE GLOBAL LNG INC 8.125 06/01/28	1,273,000.000	1,334,480.800	
VENTURE GLOBAL LNG INC 8.375 06/01/31	1,957,000.000	2,073,521.720	
VENTURE GLOBAL LNG INC 9.5 02/01/29	2,269,000.000	2,544,686.760	
VERMILION ENERGY INC 6.875 05/01/30	1,406,000.000	1,415,157.250	
VERTEX INC 0.75 05/01/29	643,000.000	1,066,415.500	
VERTICAL US NEWCO INC 5.25 07/15/27	2,294,000.000	2,262,207.830	
VERTIV GROUP CORPORATION 4.125 11/15/28	955,000.000	916,570.800	

VFH PARENT / VALOR CO 7.5 06/15/31	1, 102, 000. 000	1, 148, 492. 270	
VFU FUNDING (VF UKRAINE) 6.2 02/11/25	2, 053, 000. 000	1, 906, 585. 140	
VICTORIA' S SECRET & CO 4.625 07/15/29	2, 158, 000. 000	2, 001, 195. 570	
VICTRA HLDG/VICTRA FIN 8.75 09/15/29	960, 000. 000	1, 025, 376. 940	
VIKING CRUISES LTD 5.875 09/15/27	696, 000. 000	694, 836. 540	
VIKING CRUISES LTD 9.125 07/15/31	2, 237, 000. 000	2, 425, 820. 690	
VIRGIN MEDIA FINANCE PLC 5.0 07/15/30	2, 423, 000. 000	2, 095, 110. 420	
VIRGIN MEDIA SECURED FIN 5.5 05/15/29	4, 259, 000. 000	4, 090, 265. 220	
VISTA OIL & GAS ARGENTIN 7.625 12/10/35	1, 609, 000. 000	1, 607, 831. 170	
VISTAJET MALTA/XO MGMT 6.375 02/01/30	1, 745, 000. 000	1, 549, 051. 130	
VISTAJET MALTA/XO MGMT 7.875 05/01/27	1, 778, 000. 000	1, 763, 701. 490	
VISTRA CORP 12/15/26	1, 285, 000. 000	1, 301, 125. 450	
VISTRA OPERATIONS CO LLC 4.375 05/01/29	3, 695, 000. 000	3, 547, 369. 140	
VISTRA OPERATIONS CO LLC 7.75 10/15/31	3, 388, 000. 000	3, 617, 313. 370	
VITAL ENERGY INC 7.875 04/15/32	1, 477, 000. 000	1, 441, 155. 820	
VITAL ENERGY INC 9.75 10/15/30	277, 000. 000	295, 689. 460	
VMED 02 UK FINAN 4.75 07/15/31	1, 302, 000. 000	1, 155, 880. 050	
VOC ESCROW LTD 5.0 02/15/28	1, 442, 000. 000	1, 414, 815. 690	
VORNADO REALTY LP 3.4 06/01/31	1, 168, 000. 000	1, 016, 944. 280	
VZ SECURED FINANCING BV 5.0 01/15/32	3, 765, 000. 000	3, 392, 901. 040	
WABASH NATIONAL CORP 4.5 10/15/28	1, 087, 000. 000	1, 017, 661. 550	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE 3.2 04/15/30	1, 490, 000. 000	1, 210, 073. 370	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE 3.45 06/01/26	1, 024, 000. 000	992, 444. 100	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE 8.125 08/15/29	976, 000. 000	982, 732. 920	
WARRIOR MET COAL INC 7.875 12/01/28	641, 000. 000	664, 657. 380	
WASH MULTIFAM ACQ INC 5.75 04/15/26	1, 421, 000. 000	1, 422, 124. 170	

	WATCO COS LLC/FINANCE CO 7.125 08/01/32	796,000.000	830,785.990	
	WEEKLEY HOMES LLC/ FINAN 4.875 09/15/28	1,218,000.000	1,174,086.220	
	WELLTEC INTERNATIONAL 8.25 10/15/26	778,000.000	793,077.640	
	WESTERN ALLIANCE BANCORP 06/15/31	1,636,000.000	1,550,600.800	
	WILDFIRE INTERMEDIATE HO 7.5 10/15/29	1,371,000.000	1,338,263.530	
	WILLIAMS SCOTSMAN INC 6.625 06/15/29	611,000.000	624,884.970	
	WINDSTREAM ESCROW LLC 8.25 10/01/31	991,000.000	1,040,074.320	
	WISDOMTREE INC 3.25 08/15/29	1,415,000.000	1,602,487.500	
	WOLVERINE WORLD WIDE 4.0 08/15/29	1,151,000.000	1,031,950.110	
	WR GRACE HOLDING LLC 5.625 08/15/29	1,549,000.000	1,455,698.270	
	WYNDHAM HOTELS & RESORTS 4.375 08/15/28	1,055,000.000	1,016,099.790	
	WYNN LAS VEGAS LLC/CORP 5.25 05/15/27	1,379,000.000	1,372,212.520	
	WYNN RESORTS FINANCE LLC 7.125 02/15/31	1,494,000.000	1,584,324.250	
	XPO INC 7.125 02/01/32	800,000.000	837,740.000	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP 6.5 06/01/32	772,000.000	796,649.960	
	ZEGONA FINANCE PLC 8.625 07/15/29	1,405,000.000	1,496,570.870	
	ZF NA CAPITAL 6.875 04/14/28	837,000.000	842,365.170	
	ZF NA CAPITAL 7.125 04/14/30	1,454,000.000	1,450,082.330	
	アメリカ・ドル 小計	969,250,017.780 (145,242,115,164)	961,532,982.320 (144,085,717,401)	
社債券 合計		145,242,115,164.333 (145,242,115,164)	144,085,717,401 (144,085,717,401)	
合計			145,393,942,101 (145,393,942,101)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 5銘柄 特殊債券 6銘柄	0.17 —	— 0.87	100.00

	社債券	657銘柄	—	95.63	
		柄			

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

2024年12月30日現在

I 資産総額	11,308,586,047円
II 負債総額	409,721,294円
III 純資産総額（I－II）	10,898,864,753円
IV 発行済数量	22,061,524,460口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4940円

みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

2024年12月30日現在

I 資産総額	63,341,101,471円
II 負債総額	121,520,162円
III 純資産総額（I－II）	63,219,581,309円
IV 発行済数量	103,093,519,394口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6132円

（参考）

ＬＡ米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	157,593,876,090円
II 負債総額	371,334,121円
III 純資産総額（I－II）	157,222,541,969円
IV 発行済数量	26,898,307,829口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	5.8451円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年12月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
※種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年12月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年12月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,530,647,426,183
追加型株式投資信託	758	17,448,176,154,901
単位型公社債投資信託	22	34,927,660,958
単位型株式投資信託	193	1,022,714,665,651
合計	999	20,036,465,907,693

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	—	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2, 393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	—	—	24, 490
A種種類株式	15, 510	—	—	15, 510
合計	40, 000	—	—	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	30,451
有価証券	0
金銭の信託	31,850
未収委託者報酬	19,361
未収運用受託報酬	3,548
未収投資助言報酬	315
未収収益	9
前払費用	1,538
その他	2,282
流動資産計	89,360
固定資産	
有形固定資産	1,040
建物	※1 888
器具備品	※1 146
リース資産	※1 4
建設仮勘定	0
無形固定資産	4,122
ソフトウェア	3,011
ソフトウェア仮勘定	1,111
電話加入権	0
投資その他の資産	8,024
投資有価証券	183
関係会社株式	3,840
長期差入保証金	764
繰延税金資産	3,085
その他	150
固定資産計	13,188
資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		55,266	
運用受託報酬		8,186	
投資助言報酬		1,200	
その他営業収益		13	
	営業収益計		64,667
営業費用			
支払手数料		24,284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18,581	
調査費		6,728	
委託調査費		11,853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
通信費		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		39	
	営業費用計		43,658
一般管理費			
給料		5,154	
役員報酬		89	
給料・手当		5,002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費	※1	790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
	一般管理費計		9,933
営業利益			11,075

(単位：百万円)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 … 685百万円 器具備品 … 609百万円 リース資産 … 4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 … 76百万円 無形固定資産 … 713百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんのご金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託 みずほU SハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）
運用の基本方針

約款第22条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

基 本 方 針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運 用 方 法

(1)投資対象

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券に直接投資する場合もあります。

(2)投資態度

- ①主としてL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ②実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ③有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑤市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

- (1)株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (2)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4)同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (5)投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6)有価証券先物取引等は約款第26条の範囲で行います。
- (7)スワップ取引は約款第27条の範囲で行います。
- (8)金利先渡取引および為替先渡取引は約款第28条の範囲で行います。
- (9)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収 益 分 配 方 針

第1計算期および第2計算期は、収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等

の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託者が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条、第54条第1項、第55条第1項、第57条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価

証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第33条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下、両者を総称して「指定販売会社」といいます。)ならびに保護預り会社または第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および価額＞

第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口を最低単位として個別に申込単位を設定し、取得の申込みに応じることができるものとします。

②委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③前2項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第51条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもってこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、原則として受益権の取得の申込みに応じないものとします。

⑧前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜無記名式の受益証券の再交付＞

第16条 （削除）

＜記名式の受益証券の再交付＞

第17条 （削除）

＜受益証券を毀損した場合等の再交付＞

第18条 （削除）

＜受益証券の再交付の費用＞

第19条 （削除）

＜投資の対象とする資産の種類＞

第20条 この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権（上記イ.、ロ. および下記ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜有価証券および金融商品の指図範囲等＞

第21条 委託者は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および第8号において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。
 - ⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券（但し親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。
 - ⑥前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<受託者の自己または利害関係人等との取引>

- 第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。
- ②前項の取扱い、第26条ないし第31条、第33条、第38条ないし第40条における委託者の指図による取引についても同様とします。

<運用の基本方針>

- 第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

- 第23条 委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所に上場（上場予定を

含みます。) されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の株式への投資制限>

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属すると見なした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（両者および第21条第1項第8号において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債等の時価総額のうち信託財産に属すると見なした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第25条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第26条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）な

らびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

＜スワップ取引の運用指図・目的・範囲＞

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本と親投資信託の信託財産にかかるスワップ契約の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＜金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図＞

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤前2項において親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて

得た額をいいます。

- ⑥金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑦委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替の予約の指図>

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額

とします。

<信託業務の委託等>

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<有価証券の保管>

第35条 （削 除）

<混蔵寄託>

第36条 金融機関または証券会社等（証券会社および外国の法令に準拠して設立された法人で証券会社に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第38条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第39条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第40条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<損益の帰属>

第41条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第42条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第43条 この信託の計算期間は、毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成16年6月30日から平成16年8月7日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告>

第44条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第45条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の総額>

第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第47条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第48条 受託者は、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日および第49条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資>

第49条 収益分配金は、第1計算期間および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金

を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第52条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④一部解約金は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、原則として、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとしします。
- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

<収益分配金および償還金の時効>

第50条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関>

第51条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託の一部解約>

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口を最低単位として委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。

- ④平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤第1項の規定にかかわらず、当該請求の日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、原則として当該請求を受け付けないものとします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて算定した価額とします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

- 第53条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託

者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第56条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第57条 受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<公告>

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この信託約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条（受益証券の発行および種類）、第12条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第14条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第28条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年 6 月30日

約 款 付 表

（1）別に定める各信託

約款第13条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 みずほUSハイイールドオープンAコース（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託 みずほUSハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）

約 款

追加型証券投資信託 みずほU SハイイールドオープンBコース（為替ヘッジなし）
運用の基本方針

約款第22条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

基 本 方 針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運 用 方 法

(1)投資対象

L A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、債券に直接投資する場合もあります。

(2)投資態度

- ①主としてL A米国ドル建てハイイールド債マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ②実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡し取引ならびに為替先渡し取引を行うことができます。
- ⑤市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

- (1)株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (2)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4)同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (5)投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6)有価証券先物取引等は約款第26条の範囲で行います。
- (7)スワップ取引は約款第27条の範囲で行います。
- (8)金利先渡し取引および為替先渡し取引は約款第28条の範囲で行います。
- (9)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収 益 分 配 方 針

第1計算期および第2計算期は、収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託者が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条、第54条第1項、第55条第1項、第57条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価

証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第33条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下、両者を総称して「指定販売会社」といいます。)ならびに保護預り会社または第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および価額>

第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口を最低単位として個別に申込単位を設定し、取得の申込みに応じることができるものとします。

②委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③前2項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第51条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもってこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、原則として受益権の取得の申込みに応じないものとします。

⑧前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<無記名式の受益証券の再交付>

第16条 (削除)

<記名式の受益証券の再交付>

第17条 (削除)

<受益証券を毀損した場合等の再交付>

第18条 (削除)

<受益証券の再交付の費用>

第19条 (削除)

<投資の対象とする資産の種類>

第20条 この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第26条、第27条および第28条に定めるものに限りします。)
 - ハ. 金銭債権(上記イ.、ロ. および下記ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - ニ. 約束手形(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<有価証券および金融商品の指図範囲等>

第21条 委託者は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたLA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および第8号において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。)
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。
 - ⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券（但し親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。
 - ⑥前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<受託者の自己または利害関係人等との取引>

- 第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。）、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。
- ②前項の取扱い、第26条ないし第31条、第33条、第38条ないし第40条における委託者の指図による取引についても同様とします。

<運用の基本方針>

- 第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

- 第23条 委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所に上場（上場予定を

含みます。) されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の株式への投資制限>

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属すると見なした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（両者および第21条第1項第8号において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債等の時価総額のうち信託財産に属すると見なした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第25条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第26条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）な

らびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金等を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本と親投資信託の信託財産にかかるスワップ契約の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤前2項において親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑥金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑦委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替の予約の指図>

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<信託業務の委託等>

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<有価証券の保管>

第35条 （削 除）

<混蔵寄託>

第36条 金融機関または証券会社等（証券会社および外国の法令に準拠して設立された法人で証券会社に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第38条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第39条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第40条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<損益の帰属>

第41条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第42条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の精算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第43条 この信託の計算期間は、毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成16年6月30日から平成16年8月7日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告>

第44条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第45条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の総額>

第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第47条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第48条 受託者は、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日および第49条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資>

第49条 収益分配金は、第1計算期間および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原

則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第52条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④一部解約金は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、原則として、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとしします。
- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

<収益分配金および償還金の時効>

第50条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関>

第51条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託の一部解約>

- 第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口を最低単位として委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。
 - ④平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、

委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ⑤第1項の規定にかかわらず、当該請求の日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、原則として当該請求を受け付けないものとします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて算定した価額とします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

- 第53条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第56条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第57条 受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<公告>

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公

告は、日本経済新聞に掲載します。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この信託約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条（受益証券の発行および種類）、第12条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第14条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、

第3条 第28条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年 6 月30日

約 款 付 表

（１）別に定める各信託

約款第13条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 みずほＵＳハイイールドオープンＡコース（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託 みずほＵＳハイイールドオープンＢコース（為替ヘッジなし）

親投資信託 LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド
運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

基 本 方 針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運 用 方 法

(1)投資対象

米国の米国ドル建ての高利回り債（ハイイールド債）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①主として米国の米国ドル建てのハイイールド債に投資し、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ②米国ドル建て債券への投資にあたっては、定性分析・定量分析に市場環境分析を加え、良質な資産と優良な経営陣を持つ企業を重点的に抽出し、銘柄選択を行なうことにより付加価値を追求します。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑥運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーに委託します。（約款第16条参照）
- ⑦市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

- (1)株式への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (2)外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- (3)同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4)同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (5)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6)デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (7)外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (8)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。